

平成30年度

福島県小・中学校教育課程  
研究協議会資料



福島県教育委員会

# 目 次

1	総 則	-----	1
	※ 今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール		
2	各 教 科		
(1)	国 語	-----	1 5
(2)	社 会	-----	1 9
(3)	算 数、数 学	-----	2 3
(4)	理 科	-----	2 7
(5)	生 活	-----	3 1
(6)	音 楽	-----	3 3
(7)	図画工作、美術	-----	3 7
(8)	体育、保健体育	-----	4 1
(9)	家庭、技術・家庭	-----	4 5
(10)	外 国 語	-----	5 1
3	特別の教科 道徳	-----	5 5
4	外 国 語 活 動	-----	5 7
5	総合的な学習の時間	-----	5 9
6	特 別 活 動	-----	6 1

# 総則（小・中）

## 1 学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省は、「学校教育法」等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

「学習指導要領」では、小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容が定められている。また、これとは別に、「学校教育法施行規則」で、例えば、小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められている。各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成している。この教育課程について、教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、管理・執行したり、規則を定めたりしている。

## 2 今回の改訂の基本的な考え方

- (1) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することとした。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視した。
- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとした。
- (3) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとした。

## 3 総則

学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日公示）における「第 1 章 総則」の構成

小（中）学校学習指導要領 ※（ ）内は中学校	
前文	今回新たに前文が追加され改訂についての理念を明確に
第 1 章 総則	
第 1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割	何ができるようになるか
1 教育課程編成の原則	
2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	
(1) 確かな学力 (2) 道徳教育 (3) 体育・健康に関する指導	
3 育成を目指す資質・能力	
4 カリキュラム・マネジメントの充実	
第 2 教育課程の編成	何を学ぶか
1 各学校の教育目標と教育課程の編成	
2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成	※現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力に、放射線の科学的な理解等について解説に明記された。
(1) 学習の基盤となる資質・能力	
(2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力	

3 教育課程の編成における共通的事項

- (1) 内容の取扱い
- (2) 授業時数の取扱い
- (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

4 学校段階間の接続

- (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実  
(（1）義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成)
- (2) 中学校教育及びその後の教育との接続  
(（2）高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続)

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか 何が身に付いたか

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
- (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験
- (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
- (5) 体験活動
- (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
- (7) 学校図書館、地域の公共施設の活用

2 学習評価の充実

- (1) 指導の評価と改善
- (2) 学習評価に関する工夫

第4 児童（生徒）の発達の支援

子供の発達をどのように支援するか

1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実

- (1) 学級経営、児童（生徒）の発達の支援
- (2) 生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の充実
- (4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

- (1) 障がいのある児童（生徒）などへの指導
- (2) 海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）の指導
- (3) 不登校児童（生徒）への配慮

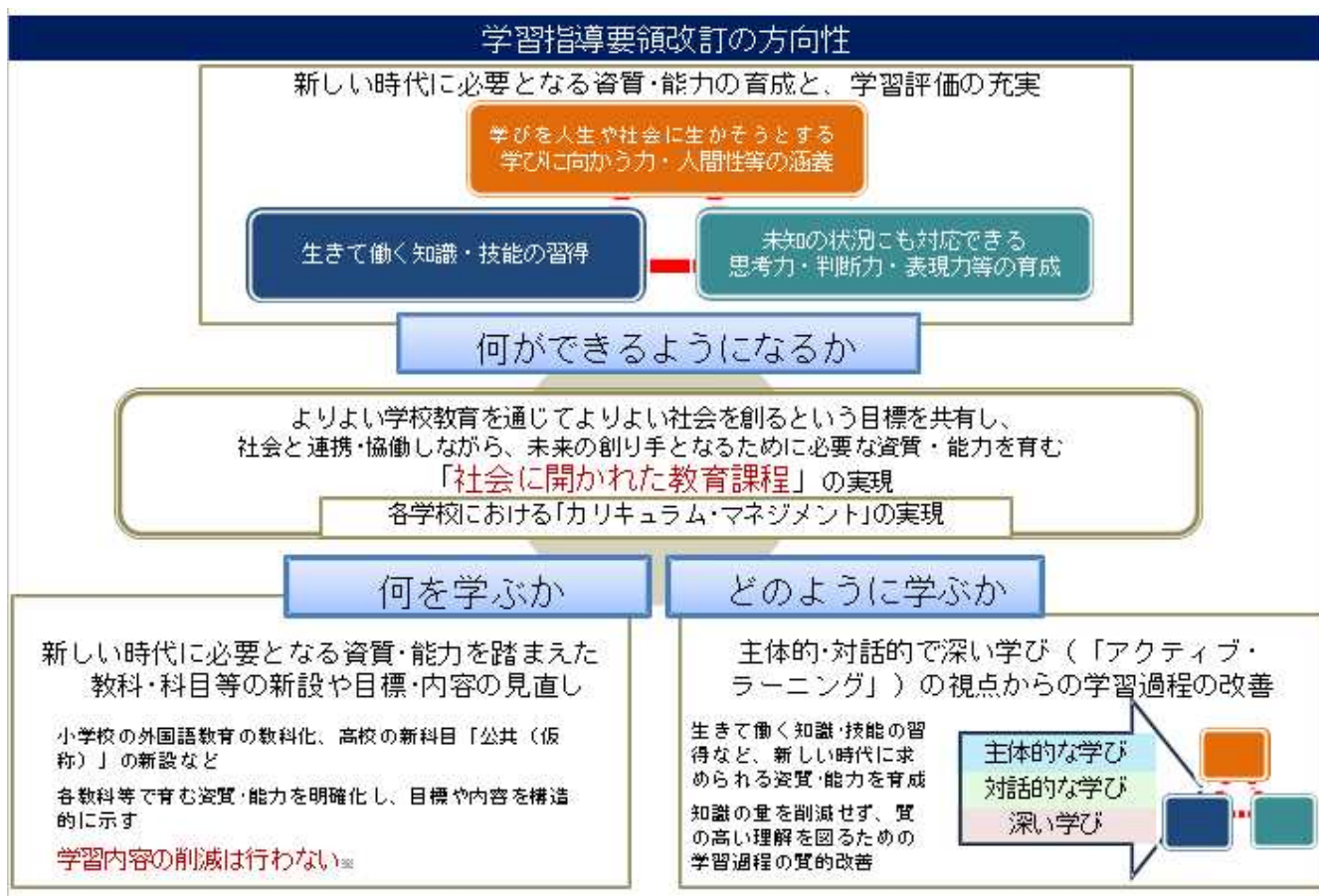
第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価（教育課程外の活動との連携）等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

全体計画、指導内容の取り扱い等

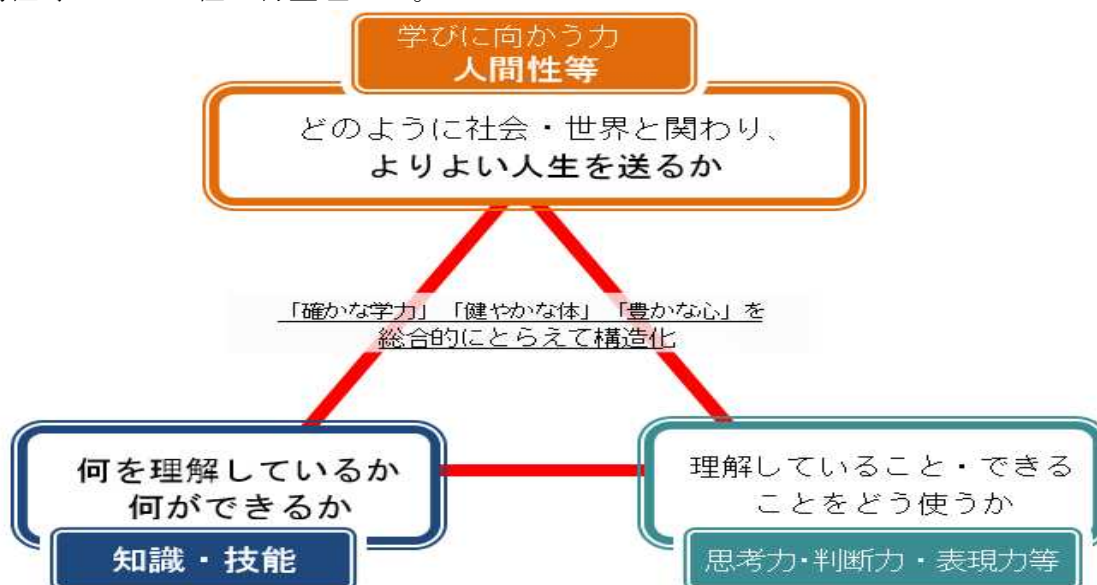


#### 4 総則改正の要点

##### (1) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

###### ① 「何ができるようになるか」を明確化

子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善ができるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理した。



資料「新しい学習指導要領の考え方」文科省より

## ②主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要である。そのため、小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないなどと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図る。

資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととした。

### 小（中）学校学習指導要領 第1章第3の1の（1）

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、**単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。**

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「**見方・考え方**」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童（生徒）が各教科等の特質に応じた**見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。**

#### <「深い学び」と「見方・考え方」について>

「アクティブ・ラーニング」の視点については、深まりを欠くと表面的な活動に陥ってしまうといった失敗事例も報告されており、「深い学び」の視点は極めて重要である。学びの「深まり」の鍵となるものとして、全ての教科等で整理されているのが、**各教科等の特質に応じた「見方・考え方」**である。

「見方・考え方」は、新しい知識・技能を既に持っている知識・技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものである。既に身に付けた資質・能力の三つの柱によって支えられた「見方・考え方」が、習得・活用・探究という学びの過程の中で働くことを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「見方・考え方」が更に豊かなものになる、という相互の関係にある。

質の高い深い学びを目指す中で、教員には、**指導方法を工夫して必要な知識・技能を教授しながら、それに加えて、子供たちの思考を深めるために発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していくことが求められる。**そうした中で、着実な習得の学習が展開されてこそ、主体的・能動的な活用・探究の学習を展開することができると考えられる。

なお、本冊子については、各教科等の頁において、各教科の特質に応じた「見方・考え方」について  で囲み示すこととした。

## 主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) について (イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにすること

### 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に生かそうとする  
 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く  
 知識・技能の  
 習得

未知の状況にも  
 対応できる  
 思考力・判断力・表現力  
 等の育成

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



### 【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



### 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

#### 【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通じて集団としての考えを形成したりしていく
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



資料「新しい学習指導要領の考え方」文科省より

各教科等の特質に応じた学習活動を改善する視点は、国語や各教科等における言語活動や、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、これまでも充実が図られてきたこうした学習を、更に改善・充実させていくためである。

こうした学習活動については、今までの授業時間とは別に新たに時間を確保しなければできないものではなく、現在既に行われているこれらの活動を、「主体的・対話的で深い学び」の視点で改善し、単元や題材のまとまりの中で指導内容を関連付けつつ、質を高めていく工夫が求められている。

また、「主体的・対話的で深い学び」は、1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材のまとまりの中で、例えば主体的に学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、学びの深まりを作り出すために、子供が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で実現されていくことが求められる。

「主体的・対話的で深い学び」の具体的な在り方は、発達の段階や子供の学習課題等に応じて様々である。基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、子供の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。

子供たちの実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせることで授業を組み立てていくことが重要であり、例えば高度な社会課題の解決だけを目指したり、そのための討論や対話といった学習活動を行ったりすることのみが「主体的・対話的で深い学び」ではない点に留意が必要である。

## (2) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとした。

そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとした。

### 小（中）学校学習指導要領 第1章第1の4 第5の1

#### 第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、**各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする**。また、各学校が行う**学校評価**については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、**カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする**。

### 【カリキュラム・マネジメントの手順の一例】※小（中）学校学習指導要領解説 総則編より

#### (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

- ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。
- イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

#### (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。

- ア 編成・実施のための組織を決める。
  - (ア) 編成・実施に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について基本的な考え方を明確にする。
  - (イ) 編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け、組織内の役割や分担を具体的に決める。
- イ 編成・実施のための作業日程を決める。
  - 分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

#### (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

- ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。



イ 児童（生徒）の心身の発達の段階や特性，学校及び地域の実態を把握する。その際，保護者や地域住民の意向，児童（生徒）の状況等を把握することに留意する。

#### （４）学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し，学校教育の目的や目標に照らして，それぞれの学校や児童（生徒）が直面している教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため，各学校の教育課題に応じて，学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって，特に留意すべき点を明確にする。

#### （５）教育課程を編成する。

ア 指導内容を選択する。

（ア）指導内容について，その基礎的・基本的なものを明確にする。

（イ）学校の教育目標の有効な達成を図るため，重点を置くべき指導内容を明確にする。

（ウ）各教科等の指導において，基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力，判断力，表現力等の育成を図るとともに，主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮する。

（エ）学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について，適切な指導がなされるよう配慮する。

（オ）学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など，学校として，教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし，その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。

（カ）児童（生徒）や学校，地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

（キ）各教科等の指導内容に取り上げた事項について，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

イ 指導内容を組織する。

（ア）各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動について，各教科等間の指導内容相互の関連を図る。

（イ）各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。

（ウ）発展的，系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に，内容を２学年まとめて示した教科については，２学年間を見通した適切な指導計画を作成する。

（エ）各学年において，総合的・関連的な指導について配慮する。

ウ 授業時数を配当する。

（ア）指導内容との関連において，各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定める。

（イ）各教科等や学習活動の特質に応じて，創意工夫を生かし，１年間の中で，学期，月，週ごとの各教科の授業時数を定める。

（ウ）各教科等の授業の１単位時間を，児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

#### （６）教育課程を評価し改善する

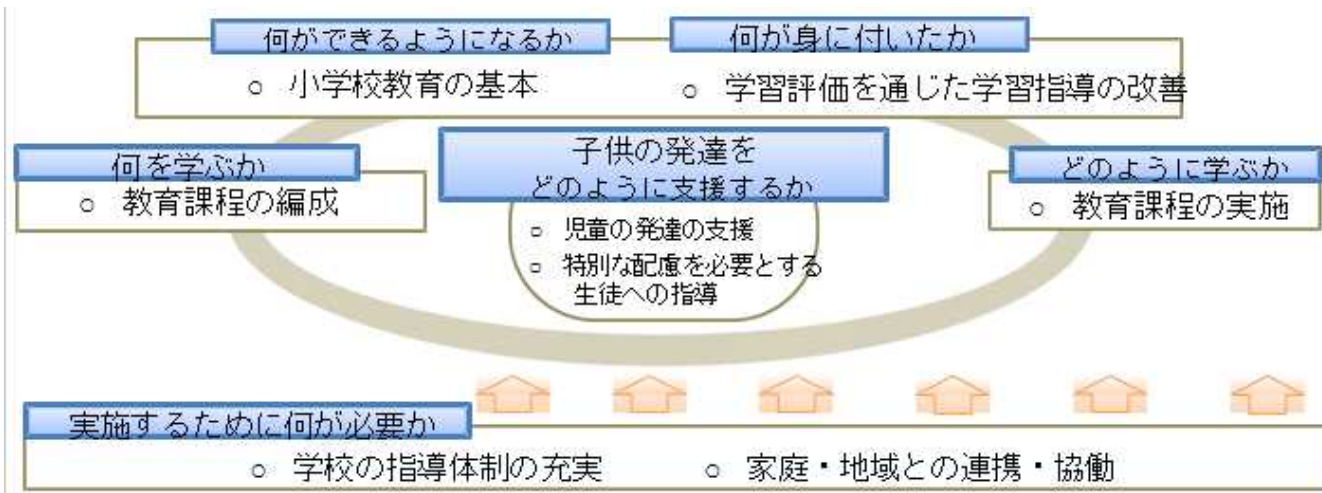
ア 評価の資料を収集し，検討する。

イ 整理した問題点を検討し，原因と背景を明らかにする。

ウ 改善案をつくり，実施する。

<カリキュラム・マネジメントの3つの側面>

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。



資料「新しい学習指導要領の考え方」文科省より

(3) 児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働について

- ・指導方法や指導体制の工夫など、個に応じた指導を重視した。

小(中)学校学習指導要領 第1章 第4の1

(4) 児童(生徒)が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童(生徒)や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童(生徒)の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

- ・初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視する。
- ・児童生徒一人一人の発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び中学校を通して明記した。
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めた。
- ・部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めた。
- ・障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにした。

※ 特別支援教育に関する主な改善事項

- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等を全員作成するとともに、通常学級における障がいのある幼児児童生徒などについて、**個別の指導計画等を作成し活用すること**に努める。
- ・各教科等の指導に当たり、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

小（中）学校学習指導要領 第1章第4の2

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動を取り入れること**。

(イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を**下学年の教科の目標や内容に替えたり**、各教科を、**知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする**などして、**実態に応じた教育課程を編成すること**。

ウ 障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、**具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする**。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

※ ただし、障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。障がいの状態等に応じて指導内容、指導方法の工夫が必要である。

※ 「学校教育法施行規則」により、通級が単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではなく、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることの理解が重要である。

「個別の教育支援計画」

子どもにかかわる様々な関係者（教育、医療、福祉等の関係者、保護者など）が子どもの障がいの状態等にかかわる情報を共有し、教育支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて計画を作成するもの。

「個別の指導計画」

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画などを踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだもの。

※ 幼稚園における主な改善事項

- ・新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確にした。
- ・5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にした。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実を図った。

#### (4) 学習評価の充実

小(中) 学校学習指導要領 第1章第3の2

##### 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童(生徒)のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を  
実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点  
から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、  
学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生か  
すようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を  
推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童(生徒)の学習の成果が円滑に接続される  
ように工夫すること。

今回の改訂では、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の3つの柱に基づき再整理することとした。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するためである。

今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を越えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要となる。

その際、「学びに向かう力・人間性」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじまないことから、評価の観点として学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外となる。

「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分があることに留意する。

これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てる必要がある。

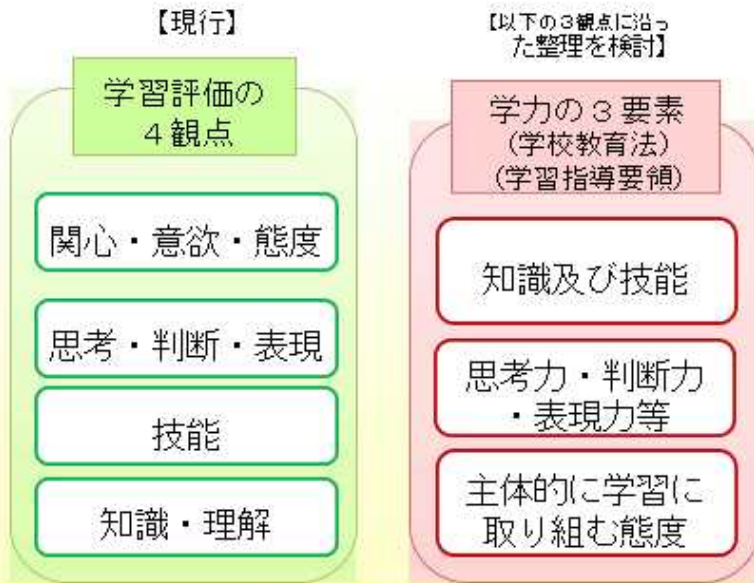
観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標をもち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり、思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。

こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要が

あり、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

学力の3つの要素と評価の観点との整理



学習指導と学習評価のPDCAサイクル



資料「新しい学習指導要領の考え方」文科省より

(5) 道徳教育の充実

小(中) 学校学習指導要領 第1章第6の1

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童(生徒)や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、※外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

※外国語活動は小学校のみ

- ① 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(通知)」により、小学校で平成30年4月1日から、中学校で平成31年4月1日から施行される。
- ② 平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。
- ③ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示した。
- ④ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に

生かすこと。ただし、**数値による評価は行わない**。

※ 具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」を参照して、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うようにする。

## （6）その他、小・中学校の教育内容の主な改善事項

### ① 言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図る。
- ・学習の基盤としての各教科等における**言語活動**（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を**充実させる**。

### ② 情報活用能力の育成

- ・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る。
- ・小学校においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、**プログラミング的思考の育成**のための学習活動を実施する。

### ③ 理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させる。
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させる。

### ④ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させる。

### ⑤ 体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、**体験活動を充実**させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視する。

### ⑥ 外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入した。（なお、小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させる。

## 5 学習指導要領の改訂に伴う移行措置について

### （1）移行期間における基本方針

- ・新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ・指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。特に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十

分に踏まえて指導されるようにする。

## (2) 移行措置の内容

### ① 教科等ごとの取扱い

- ・総則、総合的な学習の時間、特別活動
- 教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。
- ・指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科
- 指導する学年の変更などにより、指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。  
【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】
- 新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

- ・道徳科
- 平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から新学習指導要領による。

### ② 小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

## (3) 授業時数の特例

平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下記に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする)

## (4) 留意事項

- ・目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ・移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

### ※外国語教育について

#### ◆小学校移行期間（平成30・31年度）中の5・6年生

- ・新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて、外国語科の内容を扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
- ・教材は、H i , f r i e n d s ! (現行学習指導要領に対応した5・6年生外国語活動用教材)や、現在文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から、必要な内容を配布する。

- ◆小学校移行期間（平成30・31年度）中の3・4年生
  - ・新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
  - ・教材は、現在文部科学省が開発している新学習指導要領に対応した教材から、必要な内容を配布する。
- ◆中学校移行期間（平成30～32年度）のうち、平成31・32年度の1・2年生
  - ・授業時数は追加せず、小・高等学校との接続の観点から、知識・技能について新たに追加した内容と、それを活用して行う言語活動を計画的に指導する。

## 6 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

### (1) 小学校

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		850	910	980	1015	1015	1015

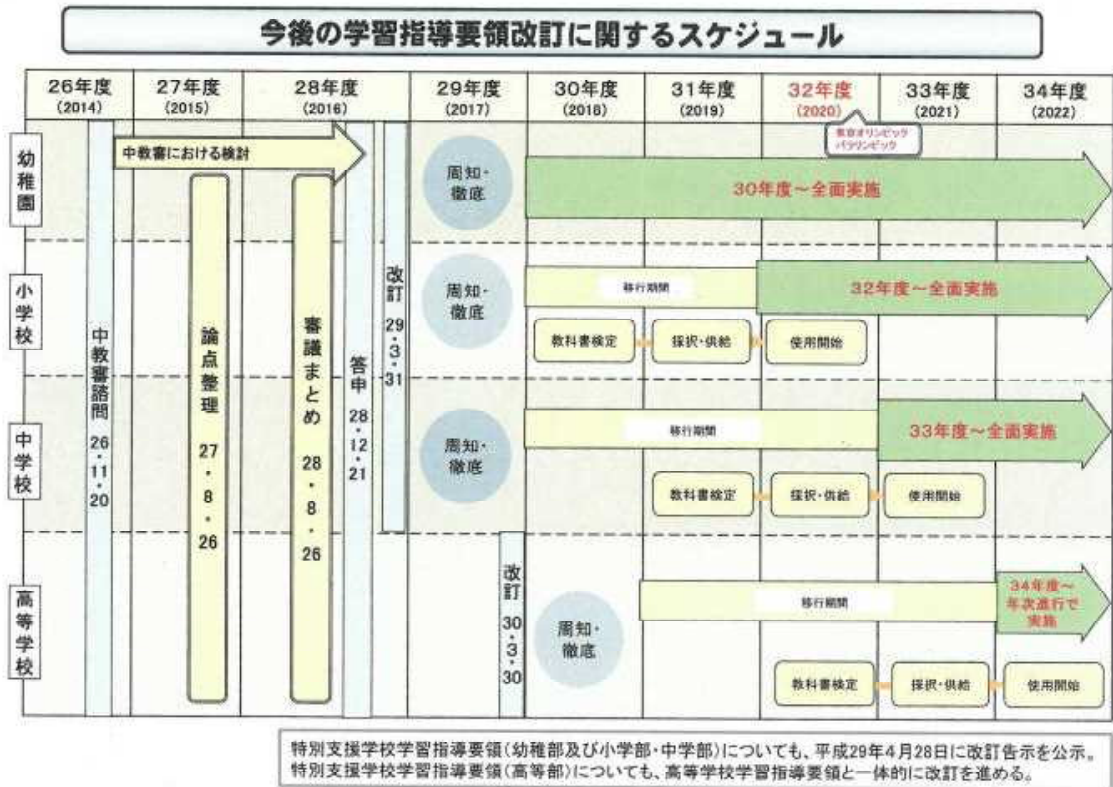
### (2) 中学校

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015



参考

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



# 国語（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 情報化の進展に伴い、子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、PISA2015（平成27年実施）においては、読解力に関して改善すべき課題が明らかとなった。
- (2) 全国学力・学習状況調査等の結果によると、小学校では、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすることなどに課題がある。
- (3) 全国学力・学習状況調査において、各教科等の指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置付けた学校の割合は、小学校、中学校ともに90%程度となっており、言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている。しかし、依然として教材への依存度が高いとの指摘もあり、更なる授業改善が求められる。

## 3 改訂の要点

### (1) 目標及び内容の構成

#### ① 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示した。

「言葉による見方・考え方」を働かせるとは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

#### ② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前の3領域1事項で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

- 〔知識及び技能〕
- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
  - (2) 情報の扱い方に関する事項
  - (3) 我が国の言語文化に関する事項
- 〔思考力、判断力、表現力等〕
- A 話すこと・聞くこと
  - B 書くこと
  - C 読むこと

### (2) 学習内容の改善・充実

〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕の各指導事項について、育成を目指す資質・能力が明確になるよう内容を改善した。 ※ 詳細は、「6 注視したい点」に記載

### (3) 学習の系統性の重視

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

### (4) 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

### (5) 読書指導の改善・充実

中央教育審議会答申において、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。」とされたことを踏まえ、各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが考えられる。その際、子供自身が自分の思考の過程をたどり、自分が理解したり表現したりした言葉を、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面からどのように捉えたのか問い直して、理解し直したり表現し直したりしながら思いや考えを深めることが重要であり、特に、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることなどが重要である。（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」P131）

自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設定する際には、次のような過程を踏まえることを大切にしたい。

- ① 自分の思いや考えをもたせる（**考えの形成**）
- ② 対話的な学びを通して、自分の思いや考えを広げ深めさせる（**共有\***）
- ③ 本時・本単元で学んだことや自身の変容を自覚させる（**まとめ・振り返り**）

また、問題解決的な学習過程を重視した上で、育みたい資質・能力に適した言語活動を設定したり、児童にとって学びがいのある学習課題を設定したりすることを通して、児童の主体性を引き出すとともに、思考したり表現したりすることの必然性を生み出していく。

※ 新学習指導要領から、交流ではなく「共有」という言葉になった意味を十分に捉える。各自が意見を述べ合うだけで終わることなく、他者の意見をしっかりと捉えられるよう教師によるコーディネートをより適切に行いたい。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

#### 6 注視したい点

##### (1) 語彙指導の改善・充実

意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句を増やすとともに、語句と語句との関係、語句の構成や変化などへの理解を通して、語句の意味や使い方に対する認識を深め、語彙の質を高めることができるよう、各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すと共に、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。

##### (2) 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることができる資質・能力の育成に向け、「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報との関係」「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。

##### (3) 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

ただ活動するだけの学習にならないよう、[思考力、判断力、表現力等]の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、すべての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。

##### (4) 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理するとともに、第1学年及び第2学年の新しい内容として、言葉の豊かさに関する指導事項を追加するなど、その内容の改善の充実を図った。

##### (5) 漢字指導の改善・充実

小学校において、都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4～6学年の配当漢字及び字数の変更を行った。

#### 7 教科に係る事業等

- 言語活動指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構の研修事業）
- 国語科授業づくり講演会及びN I Eシンポジウム（「学びのスタンダード」推進事業）

# 国語（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 情報化の進展に伴い、子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、PISA2015（平成27年実施）においては、読解力に関して改善すべき課題が明らかとなった。
- (2) 全国学力・学習状況調査等の結果によると、中学校では、伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすることや、複数の資料から適切な情報を得てそれらと比較したり関連付けたりすること、文章を読んで根拠の明確さや論理の展開、表現の仕方等について評価することなどに課題があることが明らかになった。
- (3) 全国学力・学習状況調査において、各教科等の指導のねらいを明確にした上で言語活動を適切に位置付けた学校の割合は、小学校、中学校ともに90%程度となっており、言語活動の充実を踏まえた授業改善が図られている。しかし、依然として教材への依存度が高いとの指摘もあり、更なる授業改善が求められる。

## 3 改訂の要点

### (1) 目標及び内容の構成

#### ① 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示した。

「言葉による見方・考え方」を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。

#### ② 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前の3領域1事項で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

- 〔知識及び技能〕
- (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項
  - (2) 情報の扱い方に関する事項
  - (3) 我が国の言語文化に関する事項
- 〔思考力、判断力、表現力等〕
- A 話すこと・聞くこと
  - B 書くこと
  - C 読むこと

### (2) 学習内容の改善・充実

〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕の各指導事項について、育成を目指す資質・能力が明確になるよう内容を改善した。 ※ 詳細は、「6 注視したい点」に記載

### (3) 学習の系統性の重視

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図った。

### (4) 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

### (5) 読書指導の改善・充実

中央教育審議会答申において、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。」とされたことを踏まえ、各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが考えられる。その際、子供自身が自分の思考の過程をたどり、自分が理解したり表現したりした言葉を、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面からどのように捉えたのか問い直して、理解し直したり表現し直したりしながら思いや考えを深めることが重要であり、特に、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることなどが重要である。（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」P131）

自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設定する際には、次のような過程を踏まえることを大切にしたい。

- ① 自分の思いや考えをもたせる（**考えの形成**）
- ② 対話的な学びを通して、自分の思いや考えを広げ深めさせる（**共有\***）
- ③ 本時・本単元で学んだことや自身の変容を自覚させる（**まとめ・振り返り**）

また、問題解決的な学習過程を重視した上で、育みたい資質・能力に適した言語活動を設定したり、生徒にとって学びがいのある学習課題を設定したりすることを通して、生徒の主体性を引き出すとともに、思考したり表現したりすることの必然性を生み出していく。

※ 新学習指導要領から、交流ではなく「共有」という言葉になった意味を十分に捉える。各自が意見を述べ合うだけで終わることなく、他者の意見をしっかりと捉えられるよう教師によるコーディネートをより適切に行いたい。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。
- (2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

#### 6 注視したい点

- (1) **語彙指導の改善・充実**  
意味を理解している語句の数を増やすだけでなく、話や文章の中で使いこなせる語句を増やすとともに、語句と語句との関係、語句の構成や変化などへの理解を通して、語句の意味や使い方に対する認識を深め、語彙の質を高めることができるよう、各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すと共に、語句への理解を深める指導事項を系統化して示した。
- (2) **情報の扱い方に関する指導の改善・充実**  
情報化が進展する社会において、様々な媒体の中から必要な情報を取り出したり、情報同士の間を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められている。このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つであり、その育成に向け、「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報との関係」「情報の整理」の二つの系統に整理して示した。
- (3) **学習過程の明確化、「考えの形成」の重視**  
ただ活動するだけの学習にならないよう、【思考力、判断力、表現力等】の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた。また、すべての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。
- (4) **我が国の言語文化に関する指導の改善・充実**  
「引き続き、我が国の言語文化に親しみ、愛情を持って享受し、その担い手として言語文化を継承・発展させる態度を小・中・高等学校を通じて育成するため、伝統文化に関する学習を重視することが必要である。」との中教審答申を踏まえ、「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理し、その内容の改善を図った。

#### 7 教科に係る事業等

- 言語活動指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構の研修事業）
- 国語科授業づくり講演会及びN I Eシンポジウム（「学びのスタンダード」推進事業）

# 社会（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 小学校社会科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性」の三つの柱に沿って明確化する。「社会的事象の見方・考え方」を、資質・能力全体に関わるものとして位置付ける方向で教科の目標の改善を図る。
- (2) 各学年の目標も、三つの柱に沿った資質・能力として整理・明確化する。第3、4学年の目標と内容については、系統的、段階的に再整理する。地図帳の使用を第3学年から目標に示す。

(3) 小学校社会科における見方・考え方を「社会的事象の見方・考え方」とし、社会的事象の特色や意味などを考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法(考え方)」であり、「位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して社会的事象を捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること」と整理する。

- (4) 内容について、中学校への接続・発展を視野に入れて、①地理的環境と人々の生活、②歴史と人々の生活、③現代社会の仕組みや働きと人々の生活、の三つに区分して整理する。
- (5) 現代的な諸課題を踏まえる観点から、我が国や地方公共団体の政治の仕組みや働き、世界の国々との関わりに関心を高めるとともに、社会に見られる課題を把握して社会の発展を考える学習の充実で改善を図る。また、持続可能な社会づくりの観点から、人口減少や地域の活性化、国土や防災安全に関する内容の充実を図るとともに、情報化による生活や産業の変化、産業における技術の向上についても充実する。
- (6) 社会との関わりを意識して学習の問題を追究・解決する学習の充実を図り、学習過程において「主体的・対話的で深い学び」が実現するよう指導方法の不断の見直し、改善を図る。

## 3 改訂の要点

- (1) 第3学年は、自分たちの市区町村（以下「市」という）を中心とした地域が学習対象。
  - 公共施設の場所と働きに「市役所など」という文言を加えた。「白地図などにまとめる際に、教科用図書「地図」を参照」も加えた。
  - 「古くから残る暮らしにかかわる道具」を「市の様子の移り変わり」に関する内容に改めた。少子高齢化等による地域の変化を視野に入れること、政治の働きへの関心を高めるようにすること、時期の区分について、元号を用いた表し方があることも示した。
  - 地域に見られる生産の仕事において、「仕事の種類や産地の分布、仕事の工程」、販売の仕事において、「他地域や外国との関わり」を取り上げ、「地図帳などを使用」することとした。
  - 地域の安全を守る働きに関する内容については、火災を取り上げることに改めた。
- (2) 第4学年は、自分たちの県を中心とした地域が学習対象。
  - 都道府県については、「自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること」や「47都道府県の名称と位置を理解すること」を示した。
  - 世界との関わりに関心を高めるようにすることを重視して、県内の特色ある地域の様子に関する内容の取扱いにおいて、「国際交流に取り組んでいる地域」を加えた。
  - 県内の伝統や文化に関する内容については、「県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようにする」ことを示した。
  - 先人の働きに関する内容については、「医療」を加えた。
  - 「地域社会における災害及び事故の防止」に示されていた「風水害、地震など」を独立させ「自然災害から人々を守る活動」として示し、「地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる」ようにした。
  - 人々の健康や生活環境を支える事業については、飲料水、電気、ガスを供給する事業において「安全で安定的」な供給を、廃棄物の処理において「衛生的な処理」を示した。
- (3) 第5学年は、我が国の国土や産業が学習対象。
  - 我が国の「領土の範囲」を大まかに理解することを示し、「『領土の範囲』については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること」を示した。

- 我が国の農業や水産業における食料生産に関する学習は、食料生産に関わる人々の工夫や努力として、「生産性や品質を高める」ことや「輸送方法や販売方法を工夫」していることを示すとともに、「価格や費用」を内容に示した。
  - 我が国の工業生産に関する内容は、「工業製品の改良」を取り上げた。また、工業生産に関わる人々の工夫や努力として、「製造の工程」、「工場相互の協力関係」や「優れた技術」を示した。また、「貿易や運輸」を独立して示した。
  - 我が国の産業と情報との関わりは、「情報を生かして発展する産業」に改め、「販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げる」ことを示した。
  - 「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」と示していた内容を「自然災害」と「森林」に分けて示した。
- (4) 第6学年は、我が国の政治の働きや歴史上の主な事象、グローバル化する世界と日本の役割が学習対象。
- 「世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して」調べることや、「我が国の歴史の展開」を考へること、我が国が歩んできた「大まかな歴史」や「関連する先人の業績、優れた文化遺産」を理解することなど、**小学校の歴史学習の趣旨を明示**した。
  - 政治の中心地や世の中の様子に着目して時期を捉える小学校の歴史学習の趣旨を踏まえて「**日本風の文化が生まれたこと**」「**戦国の世の中が統一されたこと**」を独立して示した。
  - 「オリンピック・パラリンピック」、「歌川広重」等、歴史上の名称の表記を改めた。
  - 外国との関わりへの関心を高めることを重視して、「**当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること**」を加えた。
  - **政治の働きへの関心を高めることを重視して、これまでの順序を改め、内容の(2)を(1)として示すとともに、これまでの順序も改め、(ア)日本国憲法や立法、行政、司法の三権と国民生活に関わる内容、(イ)国や地方公共団体の政治の取組に関する内容として示した。**
  - グローバル化する世界と日本の役割に関する内容については、「**国際交流の果たす役割を考え**」るようにした。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) **主体的な学び**は、児童が社会的事象から学習問題を見だし、その解決への見通しをもって取り組むことが求められる。そのためには、学習対象に対する関心を高め問題意識をもつようにするとともに、予想したり学習計画を立てたりして、追究・解決方法を検討すること、また、学習したことを振り返り、学習成果を吟味したり新たな問いを見いだしたりすること、さらに、学んだことを基に自らの生活を見つめたり社会生活に向けて生かしたりする必要がある。
- (2) **対話的な学び**は、学習過程を通じた様々な場面で児童相互の話合いや討論などの活動を一層充実させることが求められる。また、実社会で働く人々から話を聞いたりする活動についても今後一層の充実が求められる。さらに、対話的な学びを実現することにより、個々の児童が多様な視点を身に付け、社会的事象の特色や意味などを多角的に考えることができるようにすることも大切である。
- (3) 主体的・対話的な学びを**深い学び**につなげるよう指導計画を工夫、改善することが求められる。児童の実態や教材の特性を考慮して学習過程を工夫し、児童が**社会的事象の見方・考え方を働かせ、社会的事象の特色や意味などを社会の中で使うことができる応用性や汎用性のある概念などに関する知識を獲得するよう、問題解決的な学習を展開することが大切である。**また、学んだことを生活や社会に向けて活用する場面では、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断するなどの活動を重視することも大切である。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

全部又は一部について新小学校学習指導要領にすることができることとするが、現行小学校学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用すること。

#### 6 注視したい点

- (1) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- (2) **47都道府県、世界の大陸と主な海洋の名称と位置**は、その都度、**地図帳**や**地球儀**などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。
- (3) **障害のある児童**などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 各学年の内容を取り扱う際に、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにすること、観察や見学などの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること、考えたことや選択・判断したことを説明したり議論したりするなど言語活動の一層の充実を図ること。
- (5) 全ての学年において**地図帳**を活用すること。
- (6) 内容に関わる**専門家や関係者、関係の諸機関との連携**を図るようにすること。
- (7) 多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、**有益適切な教材**に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることにないように留意すること。

# 社会（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 基礎的・基本的な「知識及び技能」の確実な習得。
- (2) 「社会的な見方・考え方」を働かせた「思考力、判断力、表現力等」の育成。
- (3) 主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成。

「社会的事象の地理的な見方・考え方」については、「社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること」とし、「社会的事象の歴史的な見方・考え方」については、「社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差違などを明確にし、事象同士を因果関係などで関連付けること」とし、「現代社会の見方・考え方」については、「社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法（考え方）」として整理した。

## 3 改訂の要点

- (1) 地理的分野における改訂の要点は、主に次の5点である。
  - ア **世界と日本の地域構成に関わる内容構成の見直し。**従前の「世界の地域構成」、「日本の地域構成」を統合して新たな大項目を設け、それを地理的分野の学習の冒頭に位置付けた。
  - イ **地域調査に関わる内容構成の見直し。**地域調査については、生徒の生活舞台を主要な対象地域とした、観察や野外調査、文献調査などの実施方法を学ぶ「地域調査の手法」と、地域の将来像を構想する「地域の在り方」の二つに分け、再構成した。
  - ウ **世界の諸地域学習における地球的課題の視点の導入。**グローバル化が引き続き進展し、また環境問題等の地球的課題が一層深刻化する現状において、地球的課題の視点を、「世界の諸地域」における追究の視点として位置付けた。
  - エ **日本の諸地域学習における考察の仕方の柔軟化。**平成20年改訂では、指定された七つの考察の仕方であったが、このたびは指定された四つの考察の仕方、あるいは必要に応じて中核となる事象を設定する考察の仕方を、適宜選択して組み合わせることにした。
  - オ **日本の様々な地域の学習における防災学習の重視。**大項目「日本の様々な地域」にあっては、それを構成する四つの中項目を通して、我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能となるように、適宜、自然災害やそこでの防災の事例が取り上げられるような構成とした。
- (2) 歴史的分野における改訂の要点は、主に次の5点である。
  - ア **歴史について考察する力や説明する力の一層の重視。**各中項目のイの(ア)に「社会的事象に関する歴史的な見方・考え方」を踏まえた課題（問い）の設定などに結びつく着目する学習の視点を示した。各中項目のイの(イ)に、「各時代を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現」する学習を明示した。
  - イ **歴史的分野の学習の構造化と焦点化。**中項目内のアに示した「知識及び技能を身に付ける」学習と、イに示した「思考力、判断力、表現力等を身に付ける」学習との関係や、歴史に関わる個別的な事象同士の関係を明確にするために、学習内容と学習の過程を構造的に示した。
  - ウ **我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実。**グローバル化が進展する社会の中で、我が国の歴史の大きな流れを理解するために、世界の歴史の扱いについて、一層の充実を図った。我が国の歴史に間接的な影響を与えた世界の歴史についても充実させた。
  - エ **主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実。**例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の広がりを、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととした。
  - オ **様々な伝統や文化の学習内容の充実。**新たに内容のBの(2)や(3)において、「琉球の文



- 化」や「アイヌの文化」についても触れることとし、学習内容の一層の充実を図った。
- (3) 公民的分野における改訂の要点は、主に次の6点である。
- ア **現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視。**現代日本の社会に対する関心を高め、以後の学習のより一層の理解を図るため、現代社会の特色についての学習、伝統や文化に関する学習、宗教に関する一般的な教養について、内容の改善を図った。現代日本の社会の特色として情報化については、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げることとした。
- イ **現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実。**内容のAの「(2)現代社会を捉える枠組み」で、従前に引き続き、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実を図った。
- ウ **現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実。**経済、政治、国際社会に関わる現代の社会的事象について考察、構想したり、その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点（概念など）として、「分業と交換、希少性など」、「個人の尊重と法の支配、民主主義など」、「協調、持続可能性など」を新たに示した。
- エ **社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視。**内容のBの「(1)市場の働きと経済」では、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととした。内容のCの「(2)民主政治と政治参加」で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにした。
- オ **国家間の相互の主権の尊重と協力、国家主権、国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視。**内容のDの(1)で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解できるようにした。その際、領土（領海、領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱う等、基本的な事項を理解できるようにした。
- カ **課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視。**内容のDの(2)で、持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせて課題を探究し、自分の考えを説明、論述できるようにした。従前に引き続き社会科のまとめという位置付けとし、これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととした。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) **主体的な学び**については、生徒が学習課題を把握しその解決への見通しをもつことが必要である。そのためには、単元等を通じた学習過程の中で動機付けや方向付けを重視するとともに、学習内容・活動に応じた振り返りの場面を設定し、生徒の表現を促すことなどが重要である。
- (2) **対話的な学び**については、実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりする活動の一層の充実が期待される。しかし、話し合いの指導が十分に行われずグループによる活動が優先し内容が深まらないといった課題が指摘されるところであり、深い学びとの関わりに留意し、その改善を図ることが求められる。また、主体的・対話的な学びの過程で、ICTを活用することも効果的である。
- (3) **深い学びの実現のためには、「社会的な見方・考え方」**を用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動が組み込まれた、課題を追究したり解決したりする活動が不可欠である。具体的には、教科・科目及び分野の特質に根ざした追究の視点と、それを生かした課題（問い）の設定、諸資料等を基にした多面的・多角的な考察、社会に見られる課題の解決に向けた広い視野からの構想（選択・判断）、論理的な説明、合意形成や社会参画を視野に入れながらの議論などを通して、主として社会的な事象等の特色や意味、理論などを含めた社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得するように学習を設計することが求められる。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

全部又は一部について新中学校学習指導要領によることができることとするが、現行中学校学習指導要領による場合には、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用すること。

#### 6 注視したい点

- (1) 各分野に配当する授業時数は、**地理的分野115単位時間、歴史的分野135単位時間、公民的分野100単位時間**とすること。
- (2) **障害のある生徒**などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) **社会的な見方・考え方**を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的な事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの**言語活動**に関わる学習を一層重視すること。
- (4) 多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、**有益適切な教材**に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。

# 算数（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 数学的に考える資質・能力を育成する観点から、実社会との関わりと算数・数学を統合的・発展的に構成していくことを意識して、**数学的活動の充実等**を図った。
- (2) 社会生活など様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定したりすることが求められており、そのような能力を育成するため、**統計的な内容等の改善・充実**を図った。
- (3) PISA2015の結果から、数学的リテラシーの平均得点は国際的に見ると高く、引き続き上位グループに位置しているなどの成果が見られるが、学力の上位層の割合はトップレベルの国・地域よりも低い結果となっている。また、TIMSS2015の結果から、小・中学生の算数・数学の平均得点は平成7年以降の調査において最も良好な結果になっているとともに、中学生は数学を学ぶ楽しさや、実社会との関連に対して肯定的な回答をする割合も改善が見られる一方で、いまだ諸外国と比べると低い状況にあるなど学習意欲面で課題がある。さらに、全国学力・学習状況調査等の結果から、小学校では「基準量、比較量、割合の関係を正しく捉えること」や「事柄が成り立つことを図形の性質に関連付けること」に課題が見られた。  
今回の改訂では、これらの課題に適切に対応できるよう改善を図った。

## 3 改訂の要点

### (1) 算数科の目標の改善

#### ① 目標の示し方

算数科において育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って明確化し、各学校段階を通じて、実社会との関わりを意識した数学的活動の充実等を図っていることから、目標についても、「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」の三つの柱で整理した。

#### ② 算数科における「数学的な見方・考え方」

これまでは「数学的な考え方」として教科の目標に位置付けられたり、評価の観点名として用いられたりしてきたが、今回の改訂では、目標において、児童が教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（**見方・考え方**）を働かせながら、**目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした**。算数科については、以下のように考えられると示された。

**「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道立てて、統合的・発展的に考えること」**

算数科の学習では、「数学的な見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることにより、生きて働く知識となり、技能の習熟・熟達につながるとともに、より広い領域や複雑な事象について思考・判断・表現できる力が育成され、このような学習を通じて「数学的な見方・考え方」が更に豊かで確かなものとなっていくと考えられる。

#### ③ 学びの過程としての数学的活動の充実

資質・能力を育成していくためには、学習過程の果たす役割が極めて重要である。中教審答申では、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、解決過程を振り返って概念を形成したり体系化したりする過程」といった**算数・数学の問題発見・解決の過程が重要**であるとしている。今回の改訂では、「日常生活や社会の事象に関わる過程」と「数学の事象に関わる過程」の二つの問題発見・解決の過程を重視している。

**従来の用語「算数的活動」を「数学的活動」と改め、算数・数学の問題発見・解決の過程**を遂行するものとした。

### (2) 算数科の内容構成の改善

#### ① 算数科の領域構成

数学的な見方・考え方や育成を目指す資質・能力に基づき、内容の系統性を見直し、「A数と計算」「B図形」「C測定」「C変化と関係」「Dデータの活用」の五領域とした。

- ・ 下学年：「A数と計算」「B図形」「C測定」「Dデータの活用」の四領域
- ・ 上学年：「A数と計算」「B図形」「C変化と関係」「Dデータの活用」の四領域

#### ② 内容の示し方

児童が身に付けることが期待される資質・能力を三つの柱に沿って整理し、「知識及び技

能」「思考力、判断力、表現力等」については指導事項のまとめりに分けて内容を示した。また、「学びに向かう力、人間性等」については、教科の目標及び学年目標において、全体としてまとめて示した。また、「思考力、判断力、表現力等」については、「数学的な見方・考え方」の**数学的な見方に関連するものを「～に着目して」という文言により記述**した。

### ③ 内容の充実

従前に引き続き、数や式、表、グラフなどの数学的表現を用いて、筋道立てて考え表現することを重視した。また、統計的な内容については、連続データの取扱いを充実させ、第6学年にドットプロットを入れ、中学校第1学年にあった中央値や最頻値といった代表値も取り扱うとした。さらに、プログラミング教育についても内容の取扱いで触れることとした。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

### (1) 指導計画作成に当たっての配慮事項

単元など内容や時間のまとめりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向け、数学的活動を通し、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようしていく必要がある。そのために、**数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、算数の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習**を指導計画に適切に位置付けることが大切である。また、**数学的な見方・考え方が学習を通して成長していくものであることに配慮し、それぞれの学年の各領域で働く数学的な見方・考え方を明らかにしておくことも大切である。**

### (2) 算数科における「主体的・対話的で深い学び」

- 児童自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりするなどの「主体的な学び」
- 数学的な表現を柔軟に用いて表現し、それを用いて筋道立てて説明し合うことで新しい考えを理解したり、それぞれの考えのよさや事柄の本質について話し合うことでよりよい考えに高めたり、事柄の本質を明らかにしたりするなど、自らの考えや集団の考えを広げ深める「対話的な学び」
- 日常の事象や数学の事象について、「数学的な見方・考え方」を働かせ、数学的活動を通して、問題を解決するよりよい方法を見いだしたり、意味の理解を深めたり、概念を形成したりするなど、新たな知識・技能を見いだしたり、それらと既習の知識と統合したりして思考や態度が変容する「深い学び」

### (3) 質の高い学びへの授業改善

- 「知識及び技能」が習得されること、「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、**単元など内容や時間のまとめりを見通しながら授業改善を行うことが重要**である。また、これまでの多くの実践を否定し、全く異なる指導方法を導入するものではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全て実現されるものではなく、単元など内容や時間のまとめりの中で、以下のような視点での授業改善が重要である。
  - ・ 主体的に学習に取り組めるよう**学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面**をどこに設定するか。
  - ・ **対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面**をどこに設定するか。
  - ・ 学びの深まりをつくりだすために**児童が考える場面と教師が教える場面**をどのように組み立てるか。
- 基礎となる「知識及び技能」の習得に課題が見られる場合には、**児童の主体性を引き出すなどの工夫**を重ね、確実な習得を図ることが必要である。  
授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、**学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」であり、習得、活用、探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要**である。

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- <平成31年度>
- 第3学年 「接頭語(キロ(k)やミリ(m))」の追加
  - 第4学年 「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係」の追加
  - 第4学年 「小数倍」「簡単な場合についての割合」の追加
  - 第5学年 「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係」の追加
  - 第5学年 「速さ」の追加
  - 第5学年 「乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法」の省略
- ※ 上記の年度、当該学年において、○は追加、●は省略

## 6 注視したい点

- 領域構成の見直し
- 「数学的な見方・考え方」「数学的活動」「算数・数学の問題発見・解決の過程」のとらえ

## 7 教科に係る事業等

- 理数教育優秀教員活用事業
- 理数コンテスト事業(福島県算数・数学ジュニアオリンピック)

# 数学（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとする態度、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 数学的に考える資質・能力を育成する観点から、現実の世界と数学の世界における問題発見・解決の過程を学習過程に反映させることを意図して**数学的活動の一層の充実**を図った。
- (2) 社会生活などの様々な場面において、必要なデータを収集して分析し、その傾向を踏まえて課題を解決したり意思決定したりすることが求められており、そのような能力を育成するため、**統計的な内容等の改善・充実**を図った。
- (3) 国際的な調査結果から、数学的リテラシーの平均点は国際的に見ると高く、引き続き上位グループに位置しているなどの成果が見られるが、学力の上位層の割合はトップレベルの国・地域よりも低い結果となっている(PISA2015)。また、小・中学生の算数・数学の平均点は平成7年以降の調査において最も良好な結果になっているとともに、中学生は数学を学ぶ楽しさや、実社会との関連に対して肯定的な回答をする割合も改善が見られる一方で、いまだ諸外国と比べると低い状況にあるなど学習意欲面で課題がある(TIMSS2015)。さらに、全国学力・学習状況調査の結果から、中学校では「数学的な表現を用いた理由の説明」に課題が見られた。これらの課題に適切に対応できるよう改善を図った。

## 3 改訂の要点

### (1) 数学科の目標の改善

#### ① 目標の示し方

数学科において育成を目指す資質・能力の3つの柱に沿って明確化し、各学校段階を通じて、実社会との関わりを意識した数学的活動の充実等を図っていることから、目標についても、「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」の3つの柱で整理した。

#### ② 数学科における「数学的な見方・考え方」

これまでは評価の観点名として「**見方や考え方**」が用いられてきたが、今回の改訂では「**見方・考え方**」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指すこととした。これは、中教審答申において、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理されたことを踏まえている。中学校数学科では、「**事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること**」であると考えられる。

数学の学習では、「**数学的な見方・考え方**」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることにより、生きて働く知識となり、技能の習熟・熟達につながるるとともに、より広い領域や複雑な事象を問題を解決するための思考力、判断力、表現力等や、自らの学びを振り返って次の学びに向かおうとする力などが育成され、このような学習を通じて、「**数学的な見方・考え方**」が更に**確か**で**豊かな**ものとなっていくと考えられる。

#### ③ 数学的活動の一層の充実

資質・能力を育成していくためには、学習過程の果たす役割が極めて重要である。中教審答申に示された「**事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、解決過程を振り返って概念を形成したり体系化したりする過程**」といった**数学的に問題発見・解決する過程を学習過程に反映させることが重要**である。今回の改訂では、主として日常生活や社会の事象に関わる過程と数学の事象に関わる過程の二つの問題発見・解決の過程を重視している。

### (2) 数学科の内容の改善

#### ① 数学科の領域構成と数学的活動

小・中・高等学校を通じて資質・能力を育成する観点から、従前の「資料の活用」の領域名を「**データの活用**」に改め、「**数と式**」「**図形**」「**関数**」「**データの活用**」の四領域とした。なお、数学的活動を従前どおり位置づけている。

#### ② 内容の示し方

生徒が身に付けることが期待される資質・能力を3つの柱に沿って整理し、「**知識及び技能**」「**思考力、判断力、表現力等**」については指導事項のまとめりに内容を示した。また、「**学びに向かう力、人間性等**」については、教科の目標及び学年目標において、まとめて示した。また、「**思考力、判断力、表現力等**」は、「**～を考察し表現すること**」や「**～を具**

体的な場面で活用すること」などの表現を用いて示した。なお、「**具体的な場面**」とは、**日常生活や社会の事象及び数学の事象における様々な場面**を含んでいる。

③ 内容の充実

中学校の各学年で統計的なデータと確率を学習することによって、統計的に問題解決する力を次第に高めていくことができるよう「データの活用」領域を構成した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

授業改善に向けては、数学科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるよう、「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること」、「その際、数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること」に配慮すべきである。数学科の指導計画の作成に当たり、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を進めることとし、効果的な学習が展開できるようにすることが大切である。

これは、必ずしも1単位時間の授業ですべて実現されるものではない。例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、基礎となる知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、**学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」であり、習得、活用、探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要**である。これは、目的意識をもって生徒が取り組む営みというこれまでの数学的活動をより明確に反映させ、学習活動の質を向上させることを意図している。

授業の改善に当たっては、生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりするなどの「主体的な学び」、事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりするなどの「対話的な学び」、さらに、数学に関わる事象や、日常生活や社会に関わる事象について、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考、態度が変容する「深い学び」を実現することが求められる。

なお、「主体的・対話的で深い学び」の過程では、タブレット型のコンピュータなどを活用して、数学の学びを振り返り「数学的な見方・考え方」を豊かで確かなものとして実感したりすることの指導を充実させることもできる。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

<平成31年度>

○ 第1学年の「2A(1)」「A数と式 正負の数」に、「自然数を素数の積として表すこと」に関する部分を取り入れることを適用する。

○ 第1学年の「2D(1)」「D「データの活用」に、用語「累積度数」を加えて指導することを適用する。

<平成32年度>

○ 第1学年「2A(1)」「A数と式(1)」「正負の数の知識及び技能」に、「自然数を素数の積として表すこと」に関する部分を取り入れることを適用する。

○ 第1学年「2D」に、「2D(2)ア(ア)、2D(2)イ(イ)」「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の必要性和意味を理解すること」、「多数の観察や多数回の試行の結果を基にして、不確定な事象の起こりやすさの傾向を読み取り表現すること」に関する部分を取り入れることを適用する。

○ 第1学年の「2D(1)」「D「データの活用」に、用語「累積度数」を加えて指導することを適用する。

○ 第2学年の「2D」に、「2D(1)ア(ア)、2D(1)イ(イ)」「Dデータの活用」に、「四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味を理解すること」、「コンピュータなどの情報手段を用いるなどしてデータを整理し箱ひげ図で表すこと」を加えて指導することを適用する。

#### 6 注視したい点

- 従前の「数学的な見方や考え方」と今回改訂の「数学的な見方・考え方」の違い
- 数学的活動の捉えと問題発見・解決の2つの過程

#### 7 教科に関係する事業等

- 算数・数学ジュニアオリンピック
- 理数教育優秀教員活用事業

# 理科（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 平成20年改訂の学習指導要領の成果と課題を踏まえた理科の目標の在り方
  - 成果と課題を踏まえて、これまでの取組に加え、質的な改善を図る。
  - 教科目標について、育成を目指す資質・能力の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に整理する。
- (2) 理科の具体的な改善事項
  - 課題の把握（発見）、課題の探究（追究）、課題の解決という探究の過程を通じた学習活動を行い、それぞれの過程において、資質・能力が育成されるよう指導の改善を図ることが必要である。
  - 各内容について、学習過程において、「見方・考え方」を働かせることにより、どのような「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」を身に付けることを目指すのかを示す。

## 3 改訂の要点

- (1) 改訂に当たっての基本的な考え方  
小学校理科で育成を目指す資質・能力を育む観点から、自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を基に考察し、結論を導き出すなどの問題解決の活動を充実した。また、理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した。
- (2) 目標の改善の要点  
小学校から高等学校までの理科の目標の一貫性を考慮した。小学校においては、自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにするとともに、問題解決の力や自然を愛する心情、主体的に問題解決しようとする態度を養う。

### (3) 理科の「見方・考え方」

「見方・考え方」とは、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。理科の学習においては、この「理科の見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を習得したり、思考・判断・表現したりしていくものであると同時に、学習を通じて、「理科の見方・考え方」が豊かで確かなものとなっていくのである。そこで、各内容において、児童が自然の事物・現象を捉えるための視点や考え方を示し、それを軸とした授業改善の取組を活性化させ、理科における資質・能力の育成を図ることとした。

### (4) 学習指導の改善・充実

「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点に立った授業改善を図り、学校教育における質の高い学びを実現し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにする。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。

- (1) 児童に理科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うとともに、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図る。
- (2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。
- (3) 「理科の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどの問題解決の活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

- (4) 「主体的な学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。
- 自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行っているか。
  - 観察、実験の結果を基に考察を行い、より妥当な考えをつくりだしているか。
  - 自らの学習活動を振り返って意味付けたり、得られた知識や技能を基に、次の問題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を捉えようとしていたりしているか。
- (5) 「対話的な学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。
- 問題の設定や検証計画の立案、観察、実験の結果の処理、考察の場面などでは、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、根拠を基にして議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習になっているか。
- (6) 「深い学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。
- 「理科の見方・考え方」を働かせながら、問題解決の過程を通して学ぶことにより、理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか。
  - 様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているか。
  - 新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を、次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせているか。

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、「光電池の働き」を省略するものとする。
- (2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、「水中の小さな生物」を省略するものとする。
- (3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、「電熱線の発熱」を省略するものとする。
- (4) 平成32年度から各学年において以下の内容を追加し、全面实施する。
- 【追加した内容】
- ・音の伝わり方と大小（第3学年）
  - ・雨水の行方と地面の様子（第4学年）
  - ・人と環境（第6学年）
- 【学年間で移行した内容】
- ・光電池の働き（第6学年）
  - ・水中の小さな微生物（第6学年）

## 6 注視したい点

- (1) 小学校理科での「見方」については、理科を構成する領域ごとの特徴から整理を行った。
- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 「エネルギー」を柱とする領域 | ：主として量的・関係的な視点  |
| 「粒子」を柱とする領域    | ：主として質的・実体的な視点  |
| 「生命」を柱とする領域    | ：主として多様性と共通性の視点 |
| 「地球」を柱とする領域    | ：主として時間的・空間的な視点 |
- ※これらの特徴的な視点はそれぞれ領域固有のものではないことに留意する。
- (2) 小学校理科での「考え方」については、これまで理科で育成を目指してきた問題解決の能力を基に整理を行った。
- 「比較」：複数の自然の事物・現象を対応させ比べること。
- 「関係付け」：自然の事物・現象を様々な視点から結び付けること。
- 「条件制御」：自然の事物・現象に影響を与えると考えられる要因について、どの要因が影響を与えるか調べる際に、変化させる要因と変化させない要因を区別すること。
- 「多面的」：自然の事物・現象を複数の側面から考えること。
- (3) 各学年で主に育成を目指す「問題解決の力」を以下のように示した。
- 第3学年：主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす。
- 第4学年：主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する。
- 第5学年：主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する。
- 第6学年：主に妥当な考えをつくりだす。
- (4) 日常生活や他教科等との関連を図った学習活動や、目的を設定し、計測して制御するといった考え方に基づいた観察、実験や、ものづくりの活動の充実を図ったり、第5学年「B（3）流れる水の働きと土地の変化」、「B（4）天気の変化」、「B（4）土地のつくりと変化」において、自然災害との関連を図りながら学習内容の理解を深めたりすることにより、理科の面白さを感じたり、理科を学ぶことの意義や有用性を認識したりすることができるようにした。

# 理科（中）

## 1 学習指導要領 理科の目標

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 平成 20 年改訂の学習指導要領の成果と課題を踏まえた理科の目標の在り方
  - 成果と課題を踏まえて、これまでの取組に加え、質的な改善を図る。
  - 教科目標について、育成を目指す資質・能力の「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理する。
- (2) 理科の具体的な改善事項
  - 課題の把握（発見）、課題の探究（追究）、課題の解決という探究の過程を通じた学習活動を行い、それぞれの過程において、資質・能力が育成されるよう指導の改善を図ることが必要である。
  - 各内容について、学習過程において、「見方・考え方」を働かせることにより、どのような「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」を身に付けることを目指すのかを示す。

## 3 改訂の要点

- (1) 改訂に当たっての基本的な考え方  
理科で育成を目指す資質・能力を育成する観点から、自然の事物・現象に進んで関わり、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習を充実した。また、理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した。
- (2) 目標の改善の要点
  - 小学校から高等学校までの理科の目標の一貫性を考慮した。中学校においては、小学校で身に付けた「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を基にして、「見方・考え方」を自在に駆使して科学的に探究するために必要な資質・能力を養う。
- (3) 理科の「見方・考え方」  
自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
- (4) 指導の重点等  
3年間を通じて計画的に、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するために、各学年で主に重視する探究の過程の例を次のように整理した。  
第1学年：自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす。  
第2学年：解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する。  
第3学年：探究の過程を振り返る。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。その際、理科の学習過程の特質を踏まえ、見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

- (1) 理科の指導に当たっては、「知識及び技能」が習得されること、「思考力、判断力、表現力等」



を育成すること、「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元などを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

(3) 特に「深い学び」に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。

(4) 「理科の見方・考え方」を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることが重要である。

(5) 「主体的な学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。

○ 自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって課題や仮説の設定や観察・実験の計画を立案したりする学習となっているか。

○ 観察・実験の結果を分析・解釈して仮説の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか。

○ 得られた知識や技能を基に、次の課題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を把握したりしているか。

(6) 「対話的な学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。

○ 意見交換や議論する場面では、あらかじめ個人で考え、その後、意見交換したり、科学的な根拠に基づいて議論したりして、自分の考えをより妥当なものにする学習となっているか。

(7) 「深い学び」については、例えば、次の視点から授業改善を図ることが考えられる。

○ 「見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、理科で育成を目指す資質・能力を獲得するようになっているか。

○ 「見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、様々な知識がつながって、より科学的な概念を形成することに向かっているか。

○ 新たに獲得した資質・能力に基づいた「理科の見方・考え方」を次の学習や日常生活などにおける問題発見・解決の場面で働かせているか。

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

(1) 中学校は平成 31～32 年度において、内容を一部加える等の特例を設ける。

・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年第 1 分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第 1 学年第 2 分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第 1 学年第 1 分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。【第 3 学年で指導】

・平成 32 年度の第 1 学年第 2 分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第 1 学年第 1 分野「圧力」及び第 2 分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第 2 学年及び第 3 学年で指導】

・平成 32 年度の第 2 学年第 1 分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第 2 分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第 2 分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第 3 学年で指導】

(2) 指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

## 6 特に注視したい点

(1) 小学校での学びを踏まえた指導を適切に行う。特に移行に伴う特例については、小学校の内容も確認の上、指導する。

(2) 新規の内容や移行する内容については、その趣旨を十分踏まえて指導する。

・ 生物の観察と分類の仕方 ・ 災害（地震、火山、気象） ・ 放射線 等

(3) 学びの主体が生徒であることを十分に踏まえ、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫する。

# 生活（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 活動や体験を行うことで低学年らしい思考や認識を確かに育成し、次の活動へつなげる学習活動を重視する。**具体的な活動を通して、どのような思考力等が発揮されるか十分に検討する必要がある。**
- (2) 幼児期の教育において育成された資質・能力を存分に発揮し、各教科等で期待される資質・能力を育成する低学年教育として滑らかに連続、発展させる。**幼児期に育成された資質・能力と小学校低学年で育成する資質・能力とのつながりを明確にし、そこでの生活科の役割を考える必要がある。**
- (3) 幼児期の教育との連携や接続を意識した**スタートカリキュラム**について、生活科固有の課題としてではなく、**教育課程全体を視野に入れた取組**とする。他教科等との関連についてもカリキュラム・マネジメントの視点から検討し、**学校全体で取り組むスタートカリキュラム**とする必要がある。
- (4) 社会科や理科、総合的な学習の時間をはじめとする**中学年の各教科への接続**を明確にする。単に中学年の学習内容の前倒しにならないよう留意しつつ、育成を目指す資質・能力や「見方・考え方」のつながりを検討することが必要である。

## 3 改訂の要点

- (1) 改訂の基本的な考え方  
**幼児期の教育のつながりや小学校低学年における各教科等における学習との関係性、中学年以降の学習のつながりも踏まえ、体験的な学習を通して育成する資質・能力（特に「思考力、判断力、表現力等」）が具体的にできるよう見直すこととした。**
- (2) 目標の改善  
体験的な学習を通じて、「**身近な生活に関する見方・考え方**」を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成することを明確化した。  
生活科において**育成を目指す三つの資質・能力を「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示した。**

**生活科における見方・考え方は、「身近な生活に関わる見方・考え方」であり、「身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活へ向けて思いや願いを実現しようとすること」**であると考えられる。

**「身近な生活に関わる見方」**は、身近な生活を捉える視点であり、身近な生活における人々、社会及び自然などの対象と自分がどのように関わっているのかという視点である。

**「身近な生活に関わる考え方」**は、自分自身や自分の生活について考えることやそのための方法である。

- (3) 内容構成の改善  
学習内容を「**学校、家庭及び地域の生活に関する内容」「身近な人々、社会及び自然と関わる生活に関する内容」「自分自身の生活や成長に関する内容**」の三つに整理した。
  - ①「**学校、家庭及び地域の生活に関する内容**」
    - (1) 学校と生活
    - (2) 家庭と生活
    - (3) 地域と生活
  - ②「**身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容**」
    - (4) 公共物や公共施設の利用
    - (5) 季節の変化と生活
    - (6) 自然や物を使った遊び
    - (7) 動植物の飼育・栽培
    - (8) 生活や出来事の伝え合い
  - ③「**自分自身の生活や成長に関する内容**」
    - (9) 自分の成長
- (4) 学習内容、学習指導の改善・充実
  - ① 体験的な学習を通じて、どのような「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すのかが具体的にできるよう、各内容項目を見直した。

- ② 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考え、気づきを確かなものとしたり、新たな気づきを得たりするようにするため、活動や体験を通して気付いたことなどについて多様に表現し考えたり、「見付ける」「比べる」「たとえる」「試す」「見通す」「工夫する」などの多様な学習活動を行ったりする活動を重視することとした。
- ③ 動物の飼育や植物の栽培などの活動は2学年間にわたって取り扱い、引き続き重視することとした。
- ④ 各教科等との関連を積極的に図り、**低学年教育全体の充実**を図り、中学年以降の教育に円滑に移行することを明示した。  
特に、**幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行**できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などの工夫（**スタートカリキュラム**）を行うことを明示した。  
今回の改訂では、低学年の各教科等（国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、特別活動）にも同旨を明記した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 指導計画作成に当たっての配慮事項
  - ① **年間や、単元（題材）など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成**に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、児童が**具体的な活動や体験**を通して、**身近な生活に関わる見方・考え方**を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動を行うこととし、校外での活動を積極的に取り入れることが大切である。
  - ② 単に思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけではなく、表現活動を工夫し、**体験活動と表現活動**とが豊かに行き来する相互作用を重視するなど、**気づきの質を高める**ことを意識することが大切である。
- (2) 生活科の学習指導の進め方
  - ① 主体的な学びの視点による指導  
児童の生活圏である学校、家庭、地域を学習の対象や場とし、対象と直接関わる活動を行うことで、興味や関心を喚起することに加え、**表現を行い伝え合う活動の充実**を図るようにする。低学年は自らの学びを振り返ることは難しく、相手意識や目的意識に支えられた表現活動を行う中で、自らの学習活動を振り返る。自分自身への気づきや、自分自身の成長に気付くことが、自分は更に成長していくことができるという期待や意欲を高めることにつながる。
  - ② 対話的な学びの視点による指導  
生活科では、身の回りの様々な人々と関わりながら活動に取り組んだり、伝え合ったり交流したりする中で、一人一人の発見が共有され、新たな気づきが生まれたり、関係が明らかになったりすることを踏まえ、他者との協働や伝え合い交流する活動により、児童の**気づきを質的に高める**ようにする。また、双方性のある活動が行われ、対象と直接関わり、対象とのやり取りをする中で感じ、考え、気付くなどして対話的な学びが豊かに展開されるようにする。
  - ③ 深い学びの視点による指導  
思いや願いを実現していく過程で、一人一人の子供が**自分との関わりで対象を捉えていく**ことが生活科の特質である。「身近な生活に関わる見方・考え方」を生かした学習活動が充実することで、気付いたことを基に考え、新たな気づきを生み出し関係的な気づきを獲得するなどの深い学びを実現するようになる。
  - ④ 気づきの質を高めるために
    - 試行錯誤や繰り返す活動を設定する。
    - 伝え合い交流する場を工夫する。
    - 振り返り表現する機会を設ける。
    - 児童の多様性を生かし、学びをより豊かにする。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度及び平成31年度の第1学年及び第2学年の生活の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第5節の規定にかかわらず、その全部または一部について、新小学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

#### 6 注視したい点

- (1) 児童の発達段階や特性を踏まえ、**2学年間**を見通して学習活動を設定する。
- (2) 幼稚園教育要領等に示す**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**との関連を考慮する。  
特に、小学校入学当初においては、**幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行**し、主体的に自己を発揮しながら、**より自覚的な学び**に向かうことが可能となるようにすること。その際、**生活科を中心とした合科的・関連的な指導**や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をする。
- (3) スタートカリキュラムにおける合科的・関連的な指導では、児童の発達の特性や幼児期からの学びと育ちを踏まえ、**児童の実態からカリキュラムを編成**する。

# 音楽（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、**音楽的な見方・考え方**を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- (2) 音や音楽と自分との関わりを築いていくことができるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- (3) 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

## 3 改訂の要点

### (1) 目標の改善

- 育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から整理した。資質・能力の育成に当たっては、児童が「**音楽的な見方・考え方**」を働かせて、学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。なお、「**音楽的な見方・考え方**」とは、「**音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること**」である。

### (2) 内容構成の改善

現行と同様に、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「音楽づくり」の三分野）、「B鑑賞」の二領域及び〔共通事項〕で構成した。「A表現」、「B鑑賞」に示していた各事項を、「**A表現**」では「**知識**」、「**技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」に、「**B鑑賞**」では「**知識**」、「**思考力、判断力、表現力等**」に再整理して示した。

### (3) 学習内容、学習指導の改善・充実

- ① 三つの柱の一つである「知識及び技能」に関して指導内容を明確化した。「知識」に関しては「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。「A表現」の「技能」に関する指導事項については、思いや意図などに合った表現をするために必要となる具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示した。そのことで音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。
- ② 従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、**Aの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、Iの事項を「知識」に関する資質・能力**とした。
- ③ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにすること」と示した。
- ④ 「我が国や郷土の音楽」が「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、これまで第5学年及び第6学年において取り上げる旋律楽器として例示していた和楽器を、**第3学年及び第4学年にも新たに位置付けること**とした。また、その指導の配慮事項として、「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方等の

指導方法を工夫すること」を新たに示した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

(1) 音楽科の指導に当たっては、三つの資質能力(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

(2) 主体的な学びの視点から

題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして**自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか**、といった視点で授業改善を進めることが求められる。音楽によって喚起されるイメージや感情を自覚させることによって、表したい音楽表現や音楽のよさや美しさなどを見いだすことに関する見通しをもつことにつながる。さらにその過程においてイメージや感情の働きを振り返り、音や音楽が自分の感情及び人間の感情にどのように影響を及ぼしたのかを考える。そのことが学んでいること、学んだことの意味や価値を自覚し、音や音楽を生活に生かそうとする態度の育成につながり、次の学びへと進むことになる。

(3) 対話的な学びの視点から

学習過程において、気付いたことや感じ取ったことなどについて互いに交流し、**音楽の構造について感じ取ったことに共有し、共感する**という、対話的な学びが重要である。客観的な理由や根拠を基に友達と交流し、自分の考えをもち、音楽表現や鑑賞の学習を深めていく過程に学習の意味がある。

(4) 深い学びの視点から

児童が音や音楽と出合う場面を大切に、**一人一人が音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽と主体的に関わることができるようにする**。さらに音楽の構造と曲想の関わり、音楽の文化的背景と曲想との関わりや表現方法、音楽様式や伝承方法などの音楽文化についての理解を深めることが大切である。さらに、どのように音楽で表すかについて表現意図をもっているか、楽曲の特徴や演奏のよさや美しさ、自分や社会にとっての音楽の意味や価値は何かなどの価値判断ができるようにすることが思考・判断を促し、深い学びにつながる。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

(1) 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

#### 6 特に注視したい点

新学習指導要領における新出事項で主なものは、次の三点である。

(1) 音楽科の内容

教科の目標と学年の目標及び内容の構成を一つの対照表とした。「三つの柱」と「各目標の関連」が連携している。

(2) 「音楽づくり」の事項

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の視点に合わせて事項を整理した。現行ではアとイの2事項であったものが、ア、イ、ウの3事項となった。

(3) 内容の取り扱い

〔共通事項〕に示すイ音楽の仕組みの「問いと答え」を「呼びかけと答え」に変更した。また、音楽を特徴付けている要素の「和声の響き」を「和音の響き」に変更した。

# 音楽（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、**音楽的な見方・考え方**を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

## 2 改訂の趣旨

### (1) 音楽科の成果と課題

- 音楽科においては、音楽のよさや楽しさを感じるとともに、思いや意図をもって表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活との関わりに関心をもって、生涯にわたり音楽文化に親しむ態度を育むこと等に重点を置いて、その充実を図ってきたところである。
- 感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていくこと、我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと、生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについては、更なる充実が求められる。

### (2) 改訂の基本方針

- 感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていくことができるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図る。

## 3 改訂の要点

### (1) 教科の目標の改善

- 音楽科で育成を目指す資質・能力を「**生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力**」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱から整理した。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「**音楽的な見方・考え方**」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることを示した。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味を一層明確にした。
- 音楽的な見方・考え方を働かせるとは、**生徒が自ら音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えることである。**

### (2) 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成し、従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。

### (3) 学習内容の改善・充実

#### ① 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。このことによって、音楽科における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得すべき内容であることを明確にした。

#### ② 鑑賞の指導内容の充実

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、次のように改訂した。

- 「B鑑賞」に、「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について考えることを事項として示した。

#### ③ 【共通事項】の指導内容の改善

中央教育審議会答申において、「学習内容を、三つの柱に沿って見直す」とされたこと、「見

方・考え方』は、現行学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ、次のように改訂した。

- 従前の〔共通事項〕の趣旨を踏まえつつ、事項アを「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、事項イを「知識」に関する資質・能力として示した。

#### ④ 言語活動の充実

中央教育審議会答申において、言語活動が「表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動である」とされたことを踏まえ、次のように改訂した。

- 他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること」を、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示した。

#### ⑤ 歌唱教材及び器楽教材の選択の観点の改善

中央教育審議会答申において、「生活や社会における音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことについて、更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、次のように改訂した。

- 歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるもの」を新たに示した。

#### ⑥ 我が国や郷土の伝統音楽に関わる指導の充実

中央教育審議会答申において、「我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、よさを一層味わえるようにしていくこと」の「更なる充実が求められる」とされたことを踏まえ、次のように改訂した。

- 歌唱や器楽の指導において、我が国の伝統的な歌唱や和楽器を扱う際の配慮事項として、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」を新たに示した。

### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

題材などの内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

- (1) 音楽科の指導に当たっては、(1)「知識及び技能」が習得されること、(2)「思考力、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。
- (2) 今回の改訂では教科の目標において、音楽の学習が、音楽活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせて行われることを示している。また、第2の「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕の各事項では、音楽的な見方・考え方を働かせた学習にすることを前提として、その内容を示している。指導に当たっては、生徒が音楽的な見方・考え方を働かせることができるような場面設定や発問など、効果的な手立てを講じる必要がある。

### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第5節の規定に関わらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第5節の規定によることができる。

### 6 注視したい点

- (1) 今回の改訂では、音楽科において育成を目指す資質・能力を一層明確にすることを踏まえ、第2の各学年の内容を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に分けて示しているため、一つの事項で題材を構想することはできない。どの題材においても、「A表現」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に関する各事項を、「B鑑賞」では「思考力、判断力、表現力等」、「知識」に関する各事項を相互に関連付けながら題材を構想する必要がある。
- (2) 指導計画の作成と内容の取扱いにおける「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 2 (1) イ」では、「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態等を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの」と書かれている。これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫する必要がある。

# 図画工作（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図る。
- (2) 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- (3) 表現及び鑑賞の活動を通して、**生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力**を育成することを一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- (4) **造形的な見方・考え方**を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、目標及び内容を改善・充実する。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
  - ① 教科の目標
    - **生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力**の育成を一層重視すること。
    - 育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。
    - 図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「**造形的な見方・考え方**」を働かせることを示す。
    - 育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。
  - ② 学年の目標
    - 育成を目指す資質・能力を三つの柱で整理して示す。
- (2) 内容の改善
  - ① 表現領域の改善
    - 「A表現」の内容を「(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」「(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とし、「**思考力、判断力、表現力等**」と「**技能**」の観点から整理して示す。その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。
  - ② 鑑賞領域の改善
    - 「B鑑賞」を「(1)鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として、「**思考力、判断力、表現力等**」の観点から整理して示す。
    - 第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。
  - ③ [共通事項]の改善
    - 表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である[共通事項]を、「**知識**」と「**思考力、判断力、表現力等**」の観点から整理して示す。
    - [共通事項] (1)「ア 自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」などを、「知識」として位置付ける。
    - [共通事項] (1)「イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」などを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。
  - ④ 「知識」についての配慮事項の明示
    - 内容の取扱いに、[共通事項] (1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 内容や時間のまとまりの中で考える  
主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中に全て盛り込まれるもので



はない。主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかなど、内容や時間のまとまりを見通しながら授業改善を行うこと。

(2) 造形的な見方・考え方の重要性

「造形的な見方・考え方」とは、**感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだす**ことであると考えられる。

図画工作科における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のためには、児童一人一人が造形的な見方・考え方を働かせ、**表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習**が充実するようにすることが大切である。

(3) 資質・能力が相互に関連しているという捉え

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、相互に関連し合い、**一体となって働く性質**がある。主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、それぞれを相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要がある。必ずしも、別々に分けて育成したり、知識及び技能を習得してから思考力、判断力、表現力等を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意し、指導することが重要である。その上立って、**言語活動を一層充実すること、つくり、つくりかえ、つくるという学習過程**を重視することが行われるようにする。

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては現行小学校指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部または一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。
- (2) 評価に当たっては、現行の「関心、意欲、態度」「発想・構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」の4観点で行う。

## 6 特に注視したい点

- (1) 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わること  
教科の目標に示される「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」とは、図画工作科の学習活動において、**児童がつくりだす形や色、作品などや、家庭、地域、社会で出合う形や色、作品、造形、美術などと豊かに関わる資質・能力**を示している。様々な場面において、形や色などと豊かに関わる資質・能力を働かせることが、楽しく豊かな生活を創造しようとするなどにつながる。
- (2) 対象や事象をとらえる「造形的な視点」  
「**造形的な視点**」は、造形的な見方・考え方に重要な役割を果たすとともに〔共通事項〕の知識に直接的に関わるものである。その内容は、**材料や作品、出来事などを捉える際の「形や色など」「形や色などの感じ」「形や色などの造形的な特徴**」などのことであり、児童一人一人が感性や想像力を働かせて様々なことを感じ取ったり考えたりし、自分なりに理解したり、何かをつくりだしたりするときなどに必要となるものである。
- (3) 〔共通事項〕と「知識」「思考力、判断力、表現力等」の関係  
〔**共通事項**〕の(1)アは、**知識に関する指導事項**であり、低学年では「自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付く。」、中学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かる。」、高学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する。」と示している。ここで言う「知識」とは、児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解したものであり、造形的な視点が、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。アの内容は、それぞれの学年を中心に扱うことを基本としながら、必要に応じてその後の学年で繰り返し取り上げるようにし、児童が自分の感覚や行為を通して形や色などを捉える経験を重ねながら、次第に**児童自身が気付いていくようにする**。
- (4) 言語活動の充実  
表現及び鑑賞の指導において、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から〔**共通事項**〕を**視点**にして、感じたことや思ったこと、考えたことなどを**話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理する**などの活動を重視する。その上で、自分の成長やよさ、可能性などに気付き、次の学習につなげられるようにすること、「この形や色でいいか」、「自分の表したいことは表せているか」などの**自分との対話**を大切にしつつ、**互いの活動や作品を見合うこと**により、言語活動の一層の充実を図る。

# 美術（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする**資質・能力を相互に関連させながら育成**できるよう、内容の改善を図る。
- (2) **生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習**の充実を図る。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の改善  
教科の目標では、美術は何を学ぶ教科なのかということを示し、感性や想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、**生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成**することを一層重視する。そのため、育成を目指す資質・能力を次の三つの柱で整理した。
  - ① 「知識及び技能」： 造形的な視点を豊かにするために必要な**知識**と、表現における創造的に表す**技能**に関するもの。
  - ② 「思考力、判断力、表現力等」： 表現における**発想や構想**と、鑑賞における**見方や感じ方**などに関するもの。
  - ③ 「学びに向かう力、人間性等」： 学習に**主体的に取り組む態度**や**美術を愛好する心情**、豊かな**感性や情操**などに関するもの。教科の目標では、これらの三つの柱を相互に関連させながら育成できるように整理した。
- (2) 内容の改善
  - ① 表現領域の改善  
「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1) **発想や構想**に関する資質・能力を育成する」こと、「(2) **技能**に関する資質・能力を育成する」こととし、項目を二つの観点から整理した。  
主体的で創造的な表現の学習を重視し、「ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「**主題を生み出すこと**」を位置付け、表現の学習においては、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視した。
  - ② 鑑賞領域の改善  
「B鑑賞」の内容を、アの「**美術作品など**」に関する事項と、イの「**美術の働きや美術文化**」に関する事項に分けて示した。  
アでは、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「**思考力、判断力、表現力等**」を育成することを重視した。  
イでは、生活や社会と文化は密接に関わっていることや社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、**生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞**と、**美術文化に関する鑑賞**を大きく一つにまとめた。
  - ③ [共通事項]の改善  
感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、[共通事項]を造形的な視点を豊かにするために必要な**知識として整理**した。加えて「内容の取扱い」において、[共通事項]の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示した。
  - ④ 各学年の内容の取扱いの新設  
第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年においての学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにした。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 内容や時間のまとまりの中で考える  
主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中に全て盛り込まれるものではない。主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかなど、内容や時間のまとまりを見通しながら授業改善を行うこと。
- (2) 生徒や学校の実態から外れない「主体的・対話的で深い学び」  
例えば、題材のまとまりを見通した学習を行おうとするとき、基礎となる「知識及び技能」に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要になる。また、学びの深まりを求めようとするならば、生徒が造形的な見方や感じ方をどれだけ働かせることができるかについて踏まえておく必要がある。
- (3) 対話的な学びと言語活動の充実  
自己の創出した主題や、自分の見方や感じ方を大切に、創造的に考えて表現したり鑑賞したりして**自己との対話を深めること**や、〔共通事項〕に示す事項を視点に、**表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり、鑑賞において作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合ったり**することを重視する。このような、言語活動の充実を図ることで、お互いの見方や感じ方、考えなどが交流され、**新しい見方に気付いたり、価値を生み出したり**することができるようになる。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成30年度から平成32年度の第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部または一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。
- (2) 評価に当たっては、現行の「関心、意欲、態度」「発想・構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」の4観点で行う。

#### 6 注視したい点

- (1) 造形的な見方・考え方と造形的な視点  
**造形的な見方・考え方**とは、美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である**感性や、想像力を働かせ**、対象や事象を、**造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだす**ことが考えられる。**造形的な視点**とは、**形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目**してそれらの働きを捉えたり、**全体に着目**して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点のことで、教科で育てる資質・能力を支える本質的な役割を果たす。  
造形的な見方・考え方を働かせた学習のためには、造形的な視点を基にして、**どのような考え方で思考し、発想や構想をしていくのか**ということを生徒自身が理解し自覚できるようにすることが大切である。造形的な見方・考え方を働かせることが、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成につながる。
- (2) 〔共通事項〕、知識、理解の関係  
造形的な視点を豊かにするために必要な知識として、〔共通事項〕が二つの面から整理された。アの「**形や色彩、材料、光などの性質や感情にもたらす効果などの理解**」、イの「**全体のイメージや作風などで捉えること**の理解」とし、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力となる。これらを、単に事柄として知ることではなく、生徒が自分の目と心で見つめて捉え、**実感を伴いながら生きて働くものとして身に付ける**ことを「理解する」という。
- (3) 学年の発達の特性を踏まえる
  - ① 第1学年の指導計画について  
資質・能力が幅広く身に付くようにするために、特定の表現分野に偏らず、「A表現」ア、イそれぞれにおいて描く活動とつくる活動をいずれも扱うこと。
  - ② 第2学年及び第3学年の指導計画について  
身に付けた資質・能力を活用してより豊かに高めることを基本とし、2学年間で全ての事項を指導すること。
- (4) 表現と鑑賞の関連を図った指導  
表現の学習における発想や構想の学習と鑑賞の学習との関連は**思考力、判断力、表現力等の育成**につながる。鑑賞の学習の中では、作者の気持ちになって発想や構想を膨らませる視点や、制作手順をたどりながら表現方法に着目させることで学びが深まる。

# 体育（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導の在り方について改善を図る。
- (2) 児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さ、スポーツの意義や価値等に触れるなどの指導等の在り方について改善を図り、オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実を図る。
- (3) 保健領域については、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、「技能」に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
- (4) 体力の向上については、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにするとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させる。

## 3 改訂の要点

- **体育の見方・考え方**  
運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。
- **保健の見方・考え方**  
個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

- (1) **目標の改善**  
体育や保健の見方・考え方を働かせることを通して、「体育科においては、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連している」ことを実感できるようにし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育むことが大切であることを強調した。
- (2) **内容構成の改善**
  - ① 運動領域の内容構成については、従前、(1) 技能（「体づくり運動」は運動）、(2) 態度、(3) 思考・判断としていたものを、(1) 知識及び技能（「体づくり運動系」は知識及び運動）(2) 思考力、判断力、表現力等、(3) 学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。
  - ② 保健領域については、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とした。
- (3) **内容及び内容の取扱いの改善**
  - ① 児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。
  - ② 授業改善の推進に向けて、幼稚園段階との接続及び中学校への見通しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域における指導内容の重点化を図ることとした。
  - ③ 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示した。
- (4) **指導計画の作成と内容の取扱いの改善**
  - ① 学習指導の改善・充実
    - カリキュラム・マネジメントの実現
    - 低学年における他教科等や幼稚園教育との関連
    - 障害のある児童などについての指導方法の工夫
  - ② 内容の取扱いにおける配慮事項
    - 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導等の工夫
    - 言語活動の更なる充実、情報手段の積極的な活用及び体験を伴う学習の充実
    - オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実
    - 保健の指導方法の工夫

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、体育科で求められる資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりにつなげることが大切である。

##### (1) 主体的な学びに向けて

運動の楽しさや健康の意義等に気付き、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、それを考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりする。

##### (2) 対話的な学びに向けて

運動や健康についての課題の解決に向けて、児童が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げたり深めたりし、課題の解決を目指して、協働的な学習に取り組む。

##### (3) 深い学びに向けて

(1) や (2) の学びの過程を通して、自己の運動や健康についての課題を見付け、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する。これら三つの学びの過程はそれぞれ独立して取り上げるのではなく、相互に関連を図り、体育科で求められる学びを一層充実することが重要である。また、これら三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものではないことにも留意する。

##### (4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

以下の学習が展開される中で、着実な習得を促す学習が展開され、主体的・能動的な活用・探求の学習を展開することができると考えられる。

- 指導方法を工夫して必要な知識及び技能の習得を図る。
- 子供たちの思考を深めるために発言を促したり、気付いていない視点を提示したりする。
- 学びに必要な指導の在り方を追究し、必要な学習環境を積極的に設定していく。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの体育の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

#### 6 注視したい点

##### (1) 運動領域

###### ① 体づくり運動系

- 1・2学年…「体づくりの運動遊び」に名称変更  
児童が易しい運動に出会い、伸び伸びと体を動かす楽しさや心地よさを味わう遊びであることを強調した。
- 体ほぐしの運動（遊び）の「気付き」「調整」「交流」→「気付き」「交流」へ  
心と体の変化に気付いたりみんなで関わり合ったりすることに、「体の調子を整える」ことも密接に関連していることから改善を図った。

###### ② 器械運動系

- 学びの連続性の観点から、中学校との接続を考慮して技の分類を変更した。
- マット運動…「回転系（接転技群、ほん転技群）」「巧技系（平均立ち技群）」
  - 鉄棒運動…「支持系（前方支持回転技群、後方支持回転技群）」
  - 跳び箱運動「切り返し系」「回転系」

###### ③ 陸上運動系

- 走る距離の例示が短くなる。…距離を短くして走る回数を多くすることがねらいである。
- 児童の実態に応じて、「投」の運動を加えて指導することができる。

###### ④ 水泳運動系

- 中学校の「水泳」につなげるために、3学年以上を「水泳運動」と名称を変更した。併せて構成も変更された。
- 1・2学年…「水の中を移動する運動遊び」「もぐる・浮く運動遊び」
  - 3・4学年…「浮いて進む運動」「もぐる・浮く運動」
  - 5・6学年…「クロール」「平泳ぎ」「安全確保につながる運動」  
・ 「安全確保につながる運動」では、背浮きや浮き沈みをしながら、タイミングよく呼吸をしたり、手や足を動かしたりして、続けて長く泳ぐことができるようにする。着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り扱う。

###### ⑤ ボール運動系

- ボール操作の技能とボールを持たないときの動きについて、どちらもきちんと指導する。
- ゴール型では、3・4学年は「攻守入り交じり」と「陣地を取り合う」両方の運動を行う。5・6学年では、そのどちらかを行う。

##### (2) 保健領域

- ① 5・6学年に「技能」が新設された。
- ② 保健と運動との関連をこれまで以上に重視…「運動、食事、休養及び睡眠」

##### (3) 運動が苦手であったり、積極的に取り組まなかったりする児童への手立て

- ① 「知識及び技能」の例示に「運動（遊び）が苦手な児童への配慮の例」追加
- ② 「学びに向かう力、人間性等」に「運動（遊び）に意欲的でない児童への配慮の例」追加

# 保健体育（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう配慮した。
- (2) 運動やスポーツの習慣化につなげるために、体づくり運動の内容等について改善を図った。
- (3) スポーツの意義や価値等の理解につながるよう、知識に関する領域において**オリンピック・パラリンピックの意義や価値等の内容等について改善**を図った。
- (4) 我が国固有の伝統と文化への理解を深めるために、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、内容等について一層の改善を図った。

## 3 改訂の要点

### ○ 体育の見方・考え方

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること。

### ○ 保健の見方・考え方

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。

### (1) 目標の改善

体育や保健の見方・考え方を働かせることを通して、「保健体育科においては、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連している」ことを実感できるようにし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育むことが大切であることを強調した。

### (2) 内容構成の改善

- ① 体育分野の内容構成については、従前、(1) 技能（「体づくり運動」は運動）、(2) 態度、(3) 思考・判断としていたものを、(1) 知識及び技能（「体づくり運動は知識及び運動」）(2) 思考力、判断力、表現力等、(3) 学びに向かう力、人間性等の内容構成とした。
- ② 保健分野については、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の内容構成とした。

### (3) 内容及び内容の取扱いの改善

- ① 児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かすとともに運動の習慣化につなげ、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。
- ② 授業改善の推進に向けて、小学校段階との接続及び高等学校への見通しを重視し、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域における指導内容の重点化を図ることとした。
- ③ 体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツを楽しむことができるよう、生徒の困難さに応じた配慮の例を示した。

### (4) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

- ① 内容の取扱いにおける配慮事項
  - 体力や技能、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実
  - 言語活動の充実、情報活用能力の育成及び体験活動の充実
  - 個に応じた指導の充実
  - 学校における体育・健康に関する指導との関連
  - 体育分野と保健分野の関連を図った指導の充実
- ② カリキュラム・マネジメントの実現
  - 3年間の見通しをもった年間指導計画の作成
  - 生徒の現状に基づいた計画の作成・実施・評価・改善
  - 地域の人的・物的資源等の活用

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成を目指す資質・能力を育んだり、

体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりにすることにつなげることが大切である。

(1) 主体的な学びに向けて

運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、それを考察するとともに学習を振り返り、課題を修正したり新たな課題を設定したりする。

(2) 対話的な学びに向けて

運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組む。

(3) 深い学びに向けて

(1) や (2) の学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決する。

※ これら三つの学びの過程はそれぞれ独立して取り上げるのではなく、相互に関連を図り、保健体育科で求められる学びを一層充実することが重要である。また、これら三つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものではないことにも留意する。

(4) 内容の取扱いへの記載

指導計画の作成に当たり、保健体育科の特質に応じて効果的な学習が展開できるよう配慮すべき点として、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する観点から…」という内容が新たに示された。(体育分野全領域)

※但し、体育理論は「技能」がないため、文面が若干異なる。

5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>中1</p> <p>☆主体と環境</p> <p>☆調和のとれた生活</p> <p>☆運動やスポーツの楽しみ方</p>	<p>中2</p> <p>☆生活習慣病</p> <p>☆薬物乱用など</p> <p>★健康と環境（3学年で）</p>	<p>中3</p> <p>感染症の予防</p> <p>個人や社会の取組</p> <p>☆健康と環境</p>
<p>小6</p> <p>☆ 追加する事項</p> <p>★ 省略する事項</p>	<p>中1</p> <p>☆主体と環境</p> <p>☆調和のとれた生活</p> <p>☆運動やスポーツの楽しみ方</p> <p>★運動やスポーツの学び方（2学年で）</p>	<p>中2</p> <p>生活習慣病</p> <p>薬物乱用など</p> <p>☆運動やスポーツの学び方</p>
<p>小5</p>	<p>小6</p>	<p>中1</p>

6 注視したい点

(1) 運動領域

① 体づくり運動

- 体ほぐしの運動の「気付き」「調整」「交流」→「気付き」「交流」へ  
心と体の変化に気付いたりみんなに関わり合ったりすることに、「体の調子を整える」ことも密接に関連していることから改善を図った。
- 従前の体力を高める運動からの変更
  - ・ 1・2学年「体の動きを高める運動」、3学年「実生活に生かす運動の計画」

② 陸上競技

- バトンの受け渡しの指導内容が新たに示された。
- 競走種目及び跳躍種目の中からそれぞれ選択して履修できるようにすると示された。

③ 水泳

- 「学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること」が新たに示された。

④ 武道

- 「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」が示された。

⑤ 体育理論

- 従前の1学年「運動やスポーツの学び方」→2学年へ
- 1学年に「運動やスポーツの多様な楽しみ方」が新たに示された。

(2) 保健領域

- ① 生活習慣病などの予防でがんを取り扱うことが示された。
- ② ストレスへの対処についての技能、心肺蘇生法などの応急手当の技能の内容が示された。

(3) 例示について

- 「知識」の例示が示された。
- 「思考力、判断力、表現力等」の例示は、生徒の実態に応じて取捨選択を行う。

# 家庭（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家庭生活を大切にすることを育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

家庭科においては、普段の生活や社会に出て役立つ、将来生きていく上で重要であるなど、児童の学習への関心や有用感が高いなどの成果が見られる。一方、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下等も指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。また、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められる。

目標とする資質・能力については、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

## 3 改訂の要点

### (1) 生活の営みに係る見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、**協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点**で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

小学校においては、「協力・協働」については、「**家族や地域の人々との協力**」、「生活文化の継承・創造」については「**生活文化の大切さに気付くこと**」を視点に扱うことが考えられる。

### (2) 内容構成の改善

#### ① 小・中・高等学校の内容の系統性を明確化

小・中学校においては、「**A 家族・家庭生活**」「**B 衣食住の生活**」「**C 消費生活・環境**」の**三つの内容**としている。

#### ② 空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象の明確化

小学校における空間軸の視点は、「**主に自己と家庭**」、時間軸の視点は「**現在及びこれまでの生活**」としている。

#### ③ 学習過程を踏まえた育成する資質・能力の明確化

原則として、**ア**は、「**知識及び技能**」の習得に係る事項、**イ**は、**ア**で習得した知識及び技能を活用して「**思考力、判断力、表現力等**」を育成する事項としている。

### (3) 履修方法の改善

内容の「**A 家族・家庭生活**」の(1)の**ア**については、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスとして、**第5学年の最初に履修させるとともに、生活の営みに係る見方・考え方について触れ、「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」の学習と関連させて扱うこと**としている。また、内容の「**A 家族・家庭生活**」の(4)については、**実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮し、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること**としている。

### (4) 社会の変化への対応

① 「**A 家族・家庭生活**」においては、幼児又は低学年の児童、高齢者など**異なる世代の人々との関わりに関する内容を新設**している。

② 「**B 衣食住の生活**」の食生活に関する内容を**中学校との系統性**を図り、**食事の役割、調理の基礎、栄養を考えた食事**で構成し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。

③ 「**B 衣食住の生活**」においては、和食の基本となる**だしの役割**や季節に合わせた着方や住まい方など、**日本の伝統的な生活**について扱うこととしている。

④ 「**C 消費生活・環境**」においては、**中学校との系統性**を図り、「**買物の仕組みや消費者の役割**」に関する内容を**新設**するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容の改善を図っている。

### (5) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るための内容の充実

実践的・体験的な活動を一層重視するとともに、調理及び製作においては、**一部の題材を指定**することとしている。**(ゆでる材料として青菜とじゃがいもなどを扱うこと。ゆとりや縫い**



しるの必要性を理解するために、日常生活で使用する物を入れるための袋などの製作を扱うこと。)

- (6) 知識及び技能を実生活で活用するための内容の充実  
Aの内容に「**家族・家庭生活についての課題と実践**」を新設し、B、Cの内容と関連を図って一つ又は二つの課題を設定し、**実践的な活動を家庭や地域などで行う**など、内容の改善を図っている。
- (7) 「生活の営みに係る見方・考え方」と関連を図るための内容の充実  
「A家族・家庭生活」の(1)「自分の成長と家族・家庭生活」のAで触れる「生活の営みに係る見方・考え方」における協力、健康・快適・安全及び持続可能な社会の構築等の視点と関連を図るため、「**B衣食住の生活**」及び「**C消費生活・環境**」における「**働きや役割**」に関する内容の改善を図っている。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 「主体的な学び」とは、題材を通して見通しをもち、日常生活の課題の発見や解決に取り組んだり、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に粘り強く取り組んだり、実践を振り返って新たな課題を見付け、主体的に取り組んだりする態度を育む学びである。そのため、学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域と深く関わっていることを認識したり、自分の成長を自覚して実践する喜びに気付いたりすることができる活動などを充実させることが重要である。
- (2) 「対話的な学び」とは、児童同士で協働したり、意見を共有して互いの考えを深めたり、家族や身近な人々などとの会話を通して考えを明確にしたりするなど、自らの考えを広げ深める学びである。
- (3) 「深い学び」とは、児童が日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて様々な解決方法を考え、計画を立てて実践し、その結果を評価・改善し、更に家庭や地域で実践するなどの一連の学習過程の中で、「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせながら、課題の解決に向けて自分なりに考え、表現するなどして資質・能力を身に付ける学びである。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30～31年度においては、移行措置として一部又は全部を新学習指導要領に基づき指導を行うことができることとする。また、平成32年度は全面実施となることから、平成31年度の第5学年は新学習指導要領に基づき指導を行うこと。

#### 6 注視したい点

- (1) 指導計画作成の配慮事項
- ① 「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、**平易なものから段階的に学習できるように計画**すること。
- ② 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確にとらえるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、**中学校の学習を見据え、系統的に指導**ができるようにすること。
- (2) 主な内容の改善
- 「**A家族・家庭生活**」(主として捉える視点：**家族や地域の人々と協力**)
- 地域の人々とのよりよい関わり：他教科等における交流活動等の学習と関連させる。
- 「**B衣食住の生活**」(主として捉える視点：**健康・快適・安全、生活文化の継承**)
- 調理に必要な材料の分量や手順：小学校では、一人分の量が分かるようにする。
  - 加熱用調理器具の安全な取扱い：IHクッキングヒーターについても明記する。
  - 調理計画：一人で調理する場合の計画についても考えることができるよう配慮する。
  - 献立を構成する要素：主食、主菜、副菜を扱い、学校給食との関連を図る。
  - 衣服の主な働き：安全の確保や危険の回避のために、目立つ色の上着を着たり、帽子をかぶったりすることなどにも触れる。
  - 住まいの主な働き：「風雨、寒暑などの自然から保護する働き」を扱う。
  - 快適な住まい方：「音と生活との関わり」を扱う。カビ・ダニ等については、「**通風・換気**」や「**清掃**」と関連させて扱う。
- 「**C消費生活・環境**」(主として捉える視点：**持続可能な社会の構築**)
- 買物の仕組み：主に現金による店頭での買物を扱う。売買契約の基礎を扱う。
  - 購入するために必要な情報の収集・整理：身近な物を実際に購入する場面を想定し、具体的に考えるよう配慮する。
- (3) 実習の指導
- ① **施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備**する。
- ② 調理に用いる食品については、**生の魚や肉は扱わない**。**食物アレルギーについても配慮**すること。(他教科等においても同様)

#### 7 教科に関係する事業等

- ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業(朝食について見直そう週間運動・ふくしまっ子ごはんコンテスト)

# 技術・家庭（技術分野）（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

《技術・家庭科の目標》

生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

《技術分野の目標》

技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。**（知識及び技能）**
- (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。**（思考力・判断力・表現力等）**
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。**（学びに向かう人間性等）**

## 2 改訂の趣旨

技術・家庭科技術分野においては、社会、環境及び経済といった複数の側面から技術を評価し具体的な活用方法を考え出す力や、目的や条件に応じて設計したり、効率的な情報処理の手順を工夫したりする力の育成について課題があるとの指摘がある。また、社会の変化等に主体的に対応し、よりよい生活や持続可能な社会を構築していくため、技術分野では、技術の発達を主体的に支え、技術革新を牽引することができるよう、技術を評価、選択、管理・運用、改良、応用することが求められる。

目標とする資質・能力については、実践的・体験的な活動を通して、生活や社会で利用されている技術についての基礎的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

## 3 改訂の要点

- (1) 技術分野の見方・考え方

生活や社会における事象を技術との関わりの方角で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること

- (2) 内容構成の改善

現代社会で活用されている多様な技術を「A材料と加工の技術」「B生物育成の技術」「Cエネルギー変換の技術」「D情報の技術」の四つに整理し、全ての生徒に履修させる。

なお、各内容を示す順序は、各学校における指導学年などを規定するものではないが、小学校における学習との接続を重視する観点から、「生物育成の技術」に関する内容と「エネルギー変換の技術」に関する内容の順序を入れ替えた。

技術分野で育成することを目指す資質・能力は、単に何かをつくるという活動ではなく、**技術の見方・考え方を働かせつつ**、生活や社会における技術に関わる問題を見いだして課題を設定し、解決方策が最適なものとなるよう設計・計画し、製作・制作・育成を行い、その解決結果や解決過程を評価・改善するという活動の中で効果的に育成できると考えられる。そしてこのような学習活動と育成する資質・能力との関連を図れるよう、各内容は以下の内容の項目で構成する。

- ① 「生活や社会を支える技術」

技術の仕組みや役割、進展等を科学的に理解することで、**技術の見方・考え方に気付き**、課題の解決に必要な知識及び技能を習得させることを中心とする内容

- ② 「技術による問題解決」

習得した知識及び技能を活用して、生活や社会における技術に関わる問題を解決することで、理解の深化や技能の習熟を図るとともに、技術によって問題を解決できる力と、自分なりの新しい考え方や捉え方によって解決策を構想しようとする態度などを育成することを中心とする内容

### ③ 「社会の発展と技術」

自らの問題解決の結果と過程を振り返ることで、技術の概念を理解し、身に付けた技術の見方・考え方に沿って生活や社会を広く見つけ、技術を評価し、適切な選択、管理・運用の在り方、新たな発想に基づく改良、応用の在り方について考える力と、社会の発展に向けて技術を工夫し創造しようとする態度などを育成することを中心とする内容

#### (3) 履修方法の改善

技術に関する教育を体系的に行うために、**第1学年の最初に扱う内容の「生活や社会を支える技術」の項目は、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容としても指導する。**

分野目標の実現に向け、高等学校との関連を踏まえるとともに、現代社会で活用されている多くの技術がシステム化されている実態に対応するために、**第3学年で取り上げる内容の「技術による問題解決」の項目では、他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱う。**

#### (4) 社会の変化への対応

急速な発達を遂げている情報の技術に関しては、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし発展させるという視点から、**従前からの計測・制御に加えて、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツに関するプログラミングについても取り上げる。加えて、情報セキュリティ等についても充実する。**

技術の発達を支え、技術改革を牽引するために必要な資質・能力を育成する視点から、**知的財産を創造、保護及び活用していこうとする態度**や使用者・生産者の安全に配慮して設計・製作したりするなどの倫理観の育成を重視する。あわせて、技術の継承、技術革新及びそれを担う職業・産業への関心、働くことの意義の理解、他者と協働して粘り強く物事を前に進めようとする事、安全な生活や社会づくりに貢献しようとする事などを重視する。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

(1) 「主体的な学び」とは、現在及び将来を見据えて、生活や社会の中から問題を見だし課題を設定し、見直しをもって解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って実践を評価・改善して、新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである。そのため、学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、**自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることを認識したり、自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動に取り組むことなどが考えられる。**

(2) 「対話的な学び」とは、他者と対話したり協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める学びである。なお、技術分野では、例えば、**直接、他者との協働を伴わずとも、既製品の分解等の活動を通してその技術の開発者が設計に込めた意図を読み取るといったことなども、対話的な学びとなる。**

(3) 「深い学び」とは、生徒が、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価、改善といった一連の学習活動の中で、**技術の見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びである。**

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成31、32年度においては、移行措置として一部又は全部を新学習指導要領に基づき指導を行うことができることとする。また、平成33年度は全面実施となることから、平成31年度の第一学年は新学習指導要領に基づき指導を行うこと。

## 6 注視したい点

(1) 技術分野、家庭分野それぞれの学習の連続性を考慮し、各学年において、**技術分野及び家庭分野のいずれも履修させる**こととする。

(2) 「A材料と加工の技術」(2)では、構想の表示方法として、**等角図及び第三角法を取り上げる**こととする。※キャビネット図は必須としない

(3) 「B生物育成の技術」(1)では、**作物の栽培、動物の飼育及び水産生物の栽培のいずれも扱い、共通する基礎的な仕組みを理解させる。**

(4) 「D情報の技術」(1)では、情報そのものを保護する情報セキュリティに加えて、**コンピュータやネットワークの中につくられた仮想的な空間(サイバー空間)の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性についても指導する。**

(5) 「D情報の技術」(2)では、生活や社会の中から見いだした問題を**情報通信ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング**によって解決する活動を行う。

(6) 「D情報の技術」(3)では、従前のように簡単なプログラムを作成するだけでなく、**計測・制御のシステムを構想して情報処理の手順を具体化するとともに、制作の過程や結果の評価、改善及び修正する活動を行う。**

(7) 第1学年の最初に扱う内容の「生活や社会を支える技術」の項目は、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容としても指導する。

(8) 第3学年で取り上げる内容の「技術による問題解決」の項目では、**他の内容の技術も含めた統合的な問題について取り扱う。**

# 技術・家庭（家庭分野）（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

### 《技術・家庭科の目標》

生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

### 《家庭分野の目標》

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。
- (3) 自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

技術・家庭科家庭分野においては、普段の生活や社会に出て役立つ、将来生きていく上で重要であるなど、生徒の学習への関心や有用感が高いなどの成果が見られる。一方、家庭生活や社会環境の変化によって家庭や地域の教育機能の低下等も指摘される中、家族の一員として協力することへの関心が低いこと、家族や地域の人々と関わること、家庭での実践や社会に参画することが十分ではないことなどに課題が見られる。また、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化等に加えて、グローバル化や少子高齢社会の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することが求められる。

目標とする資質・能力については、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定し、それを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方とする。

## 3 改訂の要点

### (1) 生活の営みに係る見方・考え方

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、**協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点**で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること。

### (2) 内容構成の改善

#### ① 小・中・高等学校の内容の系統性を明確化

小・中学校においては、「A家族・家庭生活」「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」の**三つの内容**としている。

#### ② 空間軸と時間軸の視点から学校段階別に学習対象を明確化

中学校における**空間軸の視点**は、「主に家庭と地域」、**時間軸の視点**は、「主にこれからの生活を展望した現在の生活」としている。

#### ③ 学習過程を踏まえた育成する資質・能力を明確化

原則として、**アは、「知識及び技能」の習得に係る事項、イは、アで習得した知識及び技能を活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成する事項**としている。

### (3) 履修方法の改善

内容の「A家族・家庭生活」の(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、**家族・家庭の機能について扱う**とともに、中学校における学習の見通しを立てさせるためのガイダンスとして、**第1学年の最初に履修させること**としている。また、「生活の課題と実践」に係る「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)、「C消費生活・環境」の(3)については、これらの**三項目のうち、一以上を選択して履修させ、他の内容と関連を図り扱うこと**としている。

### (4) 社会の変化への対応

① 「A家族・家庭生活」においては、幼児との触れ合い体験などを一層重視するとともに、**高齢者など地域の人々と協働することに関する内容を新設**している。

- ② 「B衣食住の生活」の食生活に関する内容を**小学校と同様の食事の役割、栄養と献立、調理で構成する**とともに、調理の学習においては、小学校での「ゆでる、いためる」に加え、「**煮る、焼く、蒸す等**」の調理方法を扱い、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。
- ③ 「B衣食住の生活」においては、**和食、和服など、日本の伝統的な生活についても扱う**こととしている。
- ④ 「C消費生活・環境」においては、「**計画的な金銭管理**」、「**消費者被害への対応**」に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎となる内容の改善を図っている。
- (5) 知識及び技能を実生活で活用することに関する内容の充実  
「生活と課題の実践」については、**A、B、Cの各内容に位置付け、他の内容との関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行う**など、内容の改善を図っている。
- (6) 家族・家庭の機能と生活の営みに係る見方・考え方との関連を図るための内容の充実  
**家族・家庭の機能をAの(1)「自分の成長と家族・家庭生活」に位置付け、各内容と関連を図る**とともに、生活の営みに係る見方・考え方も関連付けるなど、内容の改善を図っている。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 「主体的な学び」とは、現在及び将来を見据えて、生活や社会の中から問題を見だし課題を設定し、見直しをもって解決に取り組むとともに、学習の過程を振り返って実践を評価・改善して、新たな課題に主体的に取り組む態度を育む学びである。そのため、学習した内容を実際の生活で生かす場面を設定し、自分の生活が家庭や地域社会と深く関わっていることを認識したり、自分が社会に参画し貢献できる存在であることに気付いたりする活動に取り組むことなどが考えられる。
- (2) 「対話的な学び」とは、他者と対話したり協働したりする中で、自らの考えを明確にしたり、広げ深める学びである。
- (3) 「深い学び」とは、生徒が、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けた解決策の検討、計画、実践、評価・改善といった一連の学習活動の中で、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせながら課題の解決に向けて自分の考えを構想したり、表現したりして、資質・能力を獲得する学びである。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

平成30～32年度においては、移行措置として一部又は全部を新学習指導要領に基づき指導を行うことができることとする。また、平成33年度は全面実施となることから、平成31年度の第1学年は、新学習指導要領に基づき指導を行うこと。

#### 6 注視したい点

- (1) 指導計画作成上の配慮事項
- 各学年において、**技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。**
  - **小学校における学習を踏まえるとともに、高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導**ができるようにすること。
- (2) 主な内容の改善
- 「A家族・家庭生活」(主として捉える視点：家族や地域の人々と協力・協働)**
- 介護など高齢者との関わり方：高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう配慮する。(生徒がペアを組み、立ち上がりや歩行などの介助を体験するなど)
- 「B衣食住の生活」(主として捉える視点：健康・快適・安全、生活文化の継承)**
- 用途に応じた食品の選択：食品添加物や残留農薬、放射性物質などについては、基準値を設けて、食品の安全を確保する仕組みがあることについても触れる。
  - 材料に適した加熱調理の仕方：蒸す調理の特徴を理解できるようにする。
  - 地域の食材を用いた和食の調理：だしを用いた煮物又は汁物の調理ができるようにする。
  - 調理計画：1食分を1人で調理する場合の計画についても考えさせる。
  - 資源や環境に配慮し、生活を豊かにするための布を用いた物の製作：必ず再利用の服で製作するというわけではない。
  - 安全な住まい方：安全に重点。自然災害に備えた住空間の整え方についても扱う。
  - 「住居の基本的な機能」の一部や、「室内の空気調節」については、小学校でも扱う。「音と生活とのかかわり」については、小学校で扱う。
- 「C消費生活・環境」(主として捉える視点：持続可能な社会の構築)**
- 購入方法の特徴：インターネットを介した通信販売などの無店舗販売を取り上げる。
  - 支払い方法の特徴：クレジットカードによる三者間契約を取り上げる。
- (3) 実習の指導  
幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、**相手に対する配慮にも十分留意するものとする**。また、調理実習については、**食物アレルギーにも配慮するものとする**。

#### 7 教科に関係する事業等

- ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業(朝飯について見直そう週間運動・ふくしまっ子ごはんコンテスト)

# 外国語科（小）

## 1 学習指導要領 教科の目標

### ＜外国語科の目標 第1 目標＞

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### ＜英語の目標＞

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、**聞くこと、読むこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表]、書くこと**の五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、**第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。**

## 2 導入の趣旨

- (1) 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- (2) 平成20年改訂の学習指導要領において、小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施し、様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。
- (3) その後の平成23年から高学年において外国語活動が導入され、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が求められてる。一方で、①音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない。②日本語と英語の音声の違いや英語と発音との綴りの関係、文構造の学習において課題がある。③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- (4) 学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られている。
- (5) 今回の改訂では、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて**外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で**、高学年から発達の段階に応じた段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて**総合的・系統的に扱う教科学習を行う**とともに、中学校への接続を図ることを重視することとしている。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
  - ① 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、**①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にする**という観点から改善・充実を図っている。
  - ② 資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成する。
  - ③ 小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして**国際的な基準などを参考**に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の**五つの領域**で英語の目標を設定している。
  - ④ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として**「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の三つの領域**を設定し、音声を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
  - ⑤ 外国語科の目標については、学年ごとに示すのではなく、**より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通した目標**とした。
- (2) 内容構成の改善
  - ① **言語材料と言語活動、言語の働き等を効果的に関連付け、総合的に組み合わせ**て指導する。
  - ② **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、学習過程を繰り返し経るような指導**の改善・充実が図られる必要がある。
- (3) 内容の改善・充実
  - ① 「知識及び技能」については、**実際に外国語を用いた言語活動を通して**、外国語の音声や

文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、「読むこと」「書くこと」に慣れ親しみ、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」による**実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能**を身に付けるようにすること。

- ② 「思考力、判断力、表現力等」については、**具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況など**に応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、**音声で十分に慣れ親しんだ**外国語の簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができるよう指導すること。
- (4) 学習指導の改善・充実
- ① 言語材料については、発達の段階に応じて、**児童が受容するものと発信するもの**があることに留意して指導することを明記した。
- ② 「推測しながら読む」ことにつながるよう、**音声で十分に慣れ親しんだ**簡単な語句や基本的な表現について、音声と文字とを関連付けて指導すること。
- ③ 文及び文構造の指導に当たっては、**文法の用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で基本的な表現として繰り返し触れること**を通して指導すること。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) **単元など内容や時間のまとまり**を見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- (2) 児童や学校の実態に応じ、**多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要**である。
- (3) 「具体的な課題を設定し」とは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うため、**教師が単元終末段階の児童に望む具体的な姿のイメージをもち、実態に応じて単元を見通した課題設定**をすることを示したものである。
- (4) 主体的な学びの視点での授業改善の例として、「主体的に学習に取り組めるよう**学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面**をどこに設定するか」が挙げられる。
- (5) 対話的な学びの視点での授業改善の例として、「対話によって**自分の考えなどを広げたり深めたりする場面**をどこに設定するか」が挙げられる。
- (6) 深い学びの視点での授業改善の例として、「学びの深まりをつくり出すために、**児童が考える場面と教師が教える場面**をどのように組み立てるか」が挙げられる。
- (7) 特に、「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「**見方・考え方**」である。物事を捉える視点や考え方である「**見方・考え方**」を**習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせること**を通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「**外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方**」とは、「**外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること**」であると整理することが考えられる。

- (8) **知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、児童の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要**である。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

「**29文科初第536号（平成29年7月7日）小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）**」による。以下に抜粋。

- (1) 第5学年及び第6学年においては**15単位時間増加させた50単位時間**とする。
- (2) 総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を**減じることができる**。移行期間に限り講じる措置であること。
- (3) 各学校の判断により、移行期間中に**新小学校学習指導要領**に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは**可能**であること。
- (4) 外国語活動については、**新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うもの**としたこと。（参考 7/7付け文書より：新学習指導要領第2章第10節第2の英語2〔第5学年及び第6学年〕のうち、[知識及び技能] (1)ア、イ(ア)、エ(ア)e及びフ、エ(イ)並びに(3)①イ及びオに規定する事項は**必ず指導するものとする**。）
- (5) 移行期間中における学習評価の在り方については、**移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下での評価規準等に基づき、学習評価を行うこと**。移行期間における外国語活動に係る**指導要録の取扱い**については、上記**通知で確認**すること。

#### 6 注視したい点

外国語科の実施に向けて、次の7点を確認したい。

- (1) 他者に配慮しながら (2) 受容語彙と発信語彙 (3) ローマ字指導 (4) 短時間学習など  
(5) 指導体制 (6) 音声指導 (7) 文構造

# 外国語科（中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

### 〈外国語科の目標 第1 目標〉

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどを理解するとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で簡単な情報や考えなどを理解したり、これらを活用して表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### 〈英語の目標〉

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、**聞くこと、読むこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表]、書くこと**の五つの領域別に設定する目標の実現を目指した指導を通して、**第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。**

## 2 改訂の趣旨

- (1) 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- (2) 平成20年改訂の学習指導要領において、小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施し、様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。しかし、学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られる。
- (3) 中学校においては、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成され、授業における教師の英語使用や生徒の英語による言語活動の割合などが改善されてきている。一方、特に「**話すこと**」及び「**書くこと**」などの言語活動が適切に行われていないことや「**やり取り**」「**即興性**」を意識した言語活動が十分ではないこと、**複数の領域を統合した言語活動が十分に行われていないこと**などの課題がある。
- (4) これらの課題を踏まえ、外国語教育を通じて育成を目指す資質・能力全体を貫く軸として、特に、他者とのコミュニケーションの基盤を形成する観点を重視しつつ、他の側面（総合的思考、感性・情緒等）からも育成を目指す資質・能力が明確となるよう整理した。
- (5) あわせて、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという視点から、小学校の学びとの接続を意識しながら各言語の目標として英語の目標を設定した。
- (6) 内容においては、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な言語活動を重視するとともに、具体的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実させ、**言語活動の実質化**を図った。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
  - ① 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、**①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にする**という観点から改善・充実を図っている。
  - ② 資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成する。
  - ③ 小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして**国際的な基準であるCEFRを参考**に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の**五つの領域**で英語の目標を設定している。
  - ④ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として「**聞くこと**」「**話すこと [やり取り]**」「**話すこと [発表]**」の**三つの領域**を設定し、音声を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
  - ⑤ 中学校段階では、こうした小学校での学びを踏まえ、五つの領域での言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する。
- (2) 内容構成の改善
  - ① **言語材料と言語活動、言語の働き等を効果的に関連付け、総合的に組み合わせ**て指導する。
  - ② **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、学習過程を繰り返すような指導**の改善・充実が図られる必要がある。
- (3) 内容の改善・充実



- ① 対話的な言語活動を一層重視する観点から、「話すこと [やり取り]」の領域を設定するとともに、言語の使用場面や言語の働きを適切に取り上げ、語、文法事項などの言語材料を効果的に関連付けた言語活動とするなどの改善・充実を図った。
  - ② 取り扱う語数について、小学校で学習する600～700語に加え、現行の「1200語程度の語」から五つの領域別の目標を達成するための言語活動に必要な「1600～1800語程度の語」に改訂した。
  - ③ 文、文構造、及び文法事項について、表現をより適切でより豊かにするなどの目的で、「感嘆文のうち基本的なもの」や「現在完了進行形」など数項目を追加した。
- (4) 学習指導の改善・充実
- ① 小・中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導をするために、指導計画の作成に当たっては、語彙、表現などを異なる場面の中で繰り返し活用することによって、生徒が自分の考えなどを表現する力を高めることなどを明記した。
  - ② 言語材料については、発達の段階に応じて、生徒が受容するものと発信するものがあることに留意して指導することを明記した。
  - ③ 授業は英語で行うことを基本とすることを新たに規定した。
  - ④ 教科書の改善に向けて、教材の中で五つの領域別の目標と言語材料や言語活動との関係を單元ごとに示すよう明記した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- (2) 生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要である。
- (3) 主体的な学びの視点での授業改善の例として、「主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか」が挙げられる。
- (4) 対話的な学びの視点での授業改善の例として、「対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか」が挙げられる。
- (5) 深い学びの視点での授業改善の例として、「学びの深まりをつくり出すために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか」が挙げられる。
- (6) 特に、「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」であると考えられる。

- (7) 知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。
- (8) 「聞くこと」では、聞く目的や場面、状況などを意識した活動とすることが大切である。「話すこと」に関しては、「発表」と「やり取り」という焦点が異なる領域に分けて提示されていることに注意が必要である。「読むこと」や「書くこと」も、それが意味の伝達を重視している限りは、双方向の交流があるコミュニケーション活動であると言える。「書くこと」の活動に関しては、ほかの領域と同様に、何のために書くのかという目的や、誰に対して書くのかという読み手意識がもてるように、活動の提示方法、流れ、目標などを十分に考えて行うことが必要である。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

「29文科初第536号（平成29年7月7日）小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」による。以下に抜粋。

- (1) 外国語については、全部または一部について新中学校学習指導要領によることができる。
- (2) 目標及び内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、特に、平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新中学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。
- (3) 移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

#### 6 注視したい点

外国語科の実施に向けて、次の6点を確認したい。

- (1) 聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら (2) 即興で (3) 語数
- (4) 受容語彙と発信語彙 (5) 授業は英語で行うことを基本とする (6) 受容能力と発信能力

# 特別の教科 道徳（小・中）

## 1 学習指導要領 教科の目標

学習指導要領第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から（中学校）多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習（小学校）、人間としての生き方についての考えを深める学習（中学校）を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

## 2 改訂の趣旨

- (1) これまでの「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を、適切なものとして今後も引き継ぐとともに、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として新たに位置付ける。
- (2) 現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成することができる役割が求められ、道徳教育を通して、事象を深く見詰め、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要である。
- (3) 内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図る。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の明確化
  - ① 従前の「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める」ことについて、「道徳的諸価値についての理解を基に、**自己を見つめ、物事を広い視野から（中学校）多面的・多角的に考え、自己の生き方**についての考えを深める学習（小学校）、**人間としての生き方**についての考えを深める学習（中学校）」と学習活動を具体化した。

なお、道徳科における見方・考え方については、目標の中に示されている、「**様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりの中で多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての生き方）について考えること**」であると捉えることができる。

- ② よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確にするため、従前の「道徳の実践力を育成すること」を、具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。
  - ③ 全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は、「第1章 総則」に移行し、道徳科の年間指導計画に関わる事項を記載した。
  - ④ 従前、道徳の時間の目標に定めていた「各教科等との密接な関連」や「計画的・発展的な指導による補充・深化・統合」は、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に整理した上で表現を改めた。
- (2) 体系的な高め指導の効果を上げるための内容の改善  
それぞれの内容を**端的に表す言葉を付記**するとともに、内容の視点については、児童・生徒にとつての対象の広がり即して整理し、その順序を改めた。また、**いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成**をはじめ、児童・生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、情報モラルや持続可能な発展などの現代的な課題の扱いについてその充実を示した。
  - (3) 多様な指導方法の工夫  
児童・生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むための**言語活動の充実**を具体的に示した。また、道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、**問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等**として示した。
  - (4) 魅力的な教材の開発や活用の工夫  
検定教科書以外に、児童・生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり感動を覚えたりするような充実した教材の開発・活用について具体的に例示するとともに、教材の具備すべき要件を示した。
  - (5) 評価について  
数値による評価は引き続き行わないこととし、**児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握**し、指導に生かすよう努める必要があるとした。

## 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 道徳科の授業の「量的確保」と「質的転換」
  - ① 量的確保…年間35（小1：34）時間が確実に確保されること
  - ② 質的転換…**指導と評価の一体化を充実させること**
- (2) 各学年の内容項目に関する体系的な整理と充実
  - ① 小学校の内容項目に、「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」を追加した。
  - ② 小中学校学習指導要領に記載されている各内容項目の「指導の要点」を熟読して、「その

学年（年齢）ならでは」の発達の特性や課題を把握し、児童生徒の実態分析や教材分析、発問構成等に生かす必要がある。

指導する当該学年ばかりでなく、隣接する児童生徒の発達の特性や課題も押さえ、類似と相異を確認する。

(3) 質の高い多様な指導方法を取り入れた授業の充実

① 質の高い多様な指導方法の例示として、ア「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」、イ「問題解決的な学習」、ウ「道徳的行為に関する体験的な学習」が挙げられている。

『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議の「教師の主な発問例」等を参考に、指導の具現化を図る。

② 例示された指導方法は、それぞれが独立した指導の「型」を示すわけではなく、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。今後は多様な指導方法に基づいた授業実践の積み重ねが求められる。

③ 主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導、望ましいことを言わせたり書かせたりすることに終始する指導などに陥らないよう留意することが必要である。

(4) 検定教科書の導入と地域教材の活用

① 教科書の使用義務（学校教育法第34条「…教科用図書を使用しなければならない」※中学校にも準用）を踏まえ、組織・計画的な指導を行う。

② 主たる教材としての教科書教材と副教材としての「ふくしま道徳教育資料集等の地域教材」をどのように配当するか、各学校で工夫する。

③ 東日本大震災から相当年数が過ぎつつある今だからこそ、当時のエピソードを大切に後世に語り継ぎたい。

(5) 全体計画と別葉の充実と活用

① 各教科等における道徳教育の指導の内容及び時期等を一覧できるもの、家庭や地域との連携等が分かるものを作成し、活用する。

② 別葉作成上で大切なことは次の2点である。

○ 自校の特色や重点を教育活動全体でどのように実践していくか、分かること

○ 道徳科の授業以外の指導内容や時期が明確になること

## 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

(1) 小学校は平成30年度から全面実施している。

(2) 中学校は、平成30年度は移行措置として一部または全部を新学習指要領に基づき指導を行うことが可能である。また、平成31年から全面実施する。

## 6 注視したい点

(1) 質の高い多様な指導方法を取り入れ、授業をより一層充実させることが大切である。そのため、「自己を見つめる」「多面的・多角的に考える」という道徳科の特質に根ざした授業を具現できるかがポイントとなる。

また、思考ツールの活用や書く活動の設定など、児童生徒一人一人が自分の考えや立場を明確にできるよう、多様な学習活動を工夫する。

(2) 年間指導計画への多様な教材への位置付け

道徳教育の特性を鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、教科用図書中の教材に併せて、多様な教材を活用することが重要となる。年間指導計画作成の際には、教科用図書やその他、授業において用いる副読本等の中から、指導の題名を記述し、その出典名を併記する。作成にあたっては、「ふくしま道徳教育資料集」や「市町村教育委員会作成の郷土の特色が生かせる教材」を意図的、計画的に取り上げたい。

なお、教科用図書以外の教材を使用するにあたっては、「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成27年3月4日付け 文部科学省初等中等教育局通知）など、関係する法規等の趣旨を十分に理解して適切に使用することが重要である。

(3) 児童生徒の学習状況及び成長の様子についての評価

○ 評価にあたって、道徳的価値をどれだけ理解したかなどの基準を設定することはふさわしくない。他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められている。

○ 年間や学期といった一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

○ 評価にあたっては、「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか」「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」といった点を重視する必要がある。

(4) その他

○ 特に中学校では、時間割の組み方を工夫し、道徳科の授業を学年で同一時間に設定するなど、学級担任ばかりでなく、学年間で連携を密にして指導できる体制をつくっていくことがのぞましい。

○ 評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもっておくことが大切である。

# 外国語活動（小）

## 1 学習指導要領 外国語活動の目標

### 《外国語活動の目標 第1 目標》

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- (2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### 《英語の目標》

英語学習の特質を踏まえ、以下に示す、**聞くこと、話すこと [やり取り]、話すこと [発表]**の**三つの領域別に設定する目標**の実現を目指した指導を通して、**第1の(1)及び(2)に示す資質・能力を一体的に育成するとともに、その過程を通して、第1の(3)に示す資質・能力を育成する。**

## 2 導入の趣旨

- (1) 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- (2) 平成20年改訂の学習指導要領において、小・中・高等学校で一貫した外国語教育を実施し、様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。
- (3) その後の平成23年から高学年において外国語活動が導入され、児童の高い学習意欲、中学生の外国語教育に対する積極性の向上といった成果が求められてる。一方で、①音声中心で学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていない、②日本語と英語の音声の違いや英語と発音との綴りの関係、文構造の学習において課題がある、③高学年は、児童の抽象的な思考力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどが課題として指摘されている。
- (4) 学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られている。
- (5) 今回の改訂では、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて**外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で**、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて**総合的・系統的に扱う教科学習を行う**とともに、中学校への接続を図ることを重視することとしている。

## 3 導入の要点

- (1) 目標
  - ① 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、**①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にする**という観点から設定している。
  - ② 資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成する。
  - ③ 小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして**国際的な基準などを参考に**、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の**五つの領域**で英語の目標を設定している。
  - ④ 小学校中学年に新たに外国語活動を導入し、三つの資質・能力の下で、英語の目標として**「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の三つの領域**を設定し、音声を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成した上で、高学年において「読むこと」、「書くこと」を加えた教科として外国語科を導入し、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
  - ⑤ 外国語活動の目標については、学年ごとに示すのではなく、**より弾力的な指導ができるよう、2学年間を通じた目標**とした。
- (2) 内容構成
  - ① **言語材料と言語活動、言語の働き等を効果的に関連付け、総合的に組み合わせ**て指導する。
  - ② **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進**するため、**学習過程を繰り返し経るような指導**の改善・充実が図られる必要がある。
- (3) 内容
  - ① 「知識及び技能」については、**実際に外国語を用いた言語活動を通して**、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませるようにすること。
  - ② 「思考力、判断力、表現力等」については、**具体的な課題等**を設定し、コミュニケーションを行う**目的や場面、状況など**に応じて、情報や考えなどを表現することを通して、身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力

の素地を養うこと。

(4) 学習指導

- ① 言語活動で扱う題材については、我が国の文化や、外国語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。
- ② 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて**友達との関わり**を大切に**した体験的な言語活動**を行うこと。

**4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント**

- (1) **単元など内容や時間のまとまり**を見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。
- (2) 児童や学校の実態に応じ、**多様な学習活動を組み合わせ**て授業を組み立てていくことが重要である。
- (3) 「具体的な課題を設定し」とは、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うため、**教師が単元終末段階の児童に望む具体的な姿のイメージ**をもち、実態に応じて**単元を見通した課題設定**を示したものである。
- (4) 主体的な学びの視点での授業改善の例として、「主体的に学習に取り組めるよう**学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面**をどこに設定するか」が挙げられる。
- (5) 対話的な学びの視点での授業改善の例として、「対話によって**自分の考えなどを広げたり深めたりする場面**をどこに設定するか」が挙げられる。
- (6) 深い学びの視点での授業改善の例として、「学びの深まりをつくり出すために、**児童が考える場面と教師が教える場面**をどのように組み立てるか」が挙げられる。
- (7) 特に、「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の特性に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を**習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせること**を通じて、より質の高い深い学びにつながる**ことが重要である。**

「**外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方**」とは、「**外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること**」であると整理することが考えられる。

**5 移行期間における教育課程の特例及び留意点**

「**29文科初第536号（平成29年7月7日）小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）**」による。以下に抜粋。

- (1) 第3学年及び第4学年においては**15単位時間**とする。
- (2) 総合的な学習の時間及び総授業時数から**15単位時間**を越えない範囲内の授業時数を**減じることができる**。移行期間に**限り**講じる措置であること。
- (3) **各学校の判断**により、移行期間中に**新小学校学習指導要領**に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは**可能**であること。
- (4) 外国語活動については、**新小学校学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部**を加えて**必ず取り扱うもの**としたこと。（参考 7/7付け文書より：新学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕〔知識及び技能〕(1)イ(ア)及び2〔第3学年及び第4学年〕(3)①に規定する事項は**必ず指導するもの**とする。）
- (5) 移行期間中における学習評価の在り方については、**移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下**の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。移行期間における外国語活動に係る**指導要録の取扱い**については、上記**通知で確認**すること。

**6 注視したい点**

外国語活動の実施に向けて、次の7点を確認したい。

- (1) 相手に配慮しながら (2) 音声指導 (3) サポートを受けて (4) ローマ字指導
- (5) 指導体制 (6) 文字指導 (7) ジェスチャー

# 総合的な学習の時間（小・中）

## 1 学習指導要領 総合的な学習の時間の目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 総合的な学習の時間を通してどのような資質・能力を育成するのかということや、総合的な学習の時間と各教科等との関連を明らかにすることについては学校により差がある。これまで以上に総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。
- (2) 探究のプロセスの中でも「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないという課題がある。探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。

## 3 改訂の要点

- (1) 改訂の基本的な考え方  
探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。
- (2) 目標の改善
  - ① 総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で示した。
  - ② 「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
  - ③ 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校の教育目標を踏まえて設定することを示した。

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間の特質に応じた見方・考え方を「探究的な見方・考え方」と呼ぶ。

- (3) 学習内容、学習指導の改善・充実
  - ① 各学校は総合的な学習の時間の目標を踏まえた探究課題を設定するとともに、課題を探究することを通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
  - ② 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。
  - ③ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。
  - ④ 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。
  - ⑤ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすることを示した。（小学校）

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

- (1) 「主体的な学び」の視点
  - ① 児童生徒が主体的に学んでいく上では、**課題設定と振り返り**が重要となる。**自分の事として課題を設定**し、主体的な学びを進めていくようにするために、**実社会や実生活の問題を取り上げる**ことや、**学習の見通しを明らかにし、ゴールとそこに至るまでの道筋を描きやすく**なるような**学習活動の設定**を行うことも大切である。
  - ② 振り返りについては、自らの学びを意味付けたり、価値付けたりして自覚し、他者と共有したりしていくことにつながる。言語によりまとめたり表現したりする学習活動として、文章やレポートに書き表したり、口頭で報告したりすることが考えられる。
  - ③ 振り返りは必ずしも単元の最後に行うとは限らない。
- (2) 「対話的な学び」の視点
  - ① 探究的な学習の過程を質的に高めていくためには、引き続き**異なる多様な他者**と力を合わせて課題の解決に向かうことが欠かせない。異なる多様な他者と対話することには、次の三つの価値が考えられる。
    - ア 他者への説明による情報としての知識や技能の構造化
    - イ 他者からの多様な情報収集
    - ウ 他者ととも新たな知を創造する場の構築と課題解決に向けた行動化への期待など
  - ② 協働的な学習は、グループとして結果を出すことが目的ではなく、その過程を通じて**一人一人がどのような資質・能力を身に付けるか**ということが重要である。
  - ③ 「対話的な学び」は、学校内において他の児童生徒と活動を共にするというだけでなく、一人でじっくりと**自己の中で対話**すること、先人の考えなどと文献で対話すること、離れた場所をICT機器などでつないで対話することなど、**様々な対話**の姿が考えられる。
- (3) 「深い学び」の視点  
「深い学び」については、探究的な学習の過程を一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。各教科で身に付けた**「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を活用・発揮する**学習場面を何度も生み出すことが期待できる。

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの総合的な学習の時間の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第5章の規定（ただし、第3の2(9)の後段の部分プログラミングを除く。）によるものとする。
- (2) 各学校が現行の教育課程に更に15時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を越えない範囲内の授業時数を**減じることができる**。ただし、**移行期間に限り講じる措置**であること。
- (3) 移行期間中の小学校等における総合的な学習の時間については、平成32年度からの実施を見据え、中学校等以後の教育における探究的な学習への円滑な接続・発展を図る観点から、**探究的な学習の過程を一層重視し**、質的充実を図ることが求められること。

#### 6 注視したい点

- (1) 各学校において定める総合的な学習の時間の目標については、**各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を「三つの柱」に即して具体的に示すこと**。（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。また、日常生活や社会との関わりを重視すること。
- (3) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

# 特別活動（小・中）

## 1 学習指導要領 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の(小) / 人間としての(中) 生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

## 2 改訂の趣旨

- (1) 教育課程全体における特別活動の役割や機能を明らかにする。
- (2) 内容や指導のプロセスを構造的に整理し、各活動の関係性や意義、役割を理解した上で実践できるようにする。
- (3) 社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す。

## 3 改訂の要点

- (1) 目標の改善
  - ① 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って目標を整理した。

② 資質・能力を育成するための学習の過程として、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。

③ 特別活動の特色に応じた見方・考え方として、「**集団や社会の形成者としての見方・考え方**」を働かせることとした。

- (2) 内容構成の改善

- ① 学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ② **小学校**の学級活動に「**(3)一人一人のキャリア形成と自己実現**」を設け、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。
- ③ **中学校**において、与えられた課題ではなく学級生活における課題を自分たちで見いだして解決に向けて話し合う活動に、小学校の経験を生かして取り組むよう**(1)の内容を重視**する視点から、(2)、(3)の項目を整理した。

- (3) 内容の改善・充実

- ① 学級活動における学習の過程として、「(1)学級や学校の生活づくりへの参画」については、**集団としての合意形成**を、「(2)日常の生活や学習への適応と自己成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については、一人一人の**意思決定**を行うことを示した。
- ② 児童会活動・生徒会活動においては、児童生徒が主体的に組織をつくることを明示した。また、児童会活動における異年齢集団交流、生徒会活動におけるボランティア等の社会参画を重視することとした。
- ③ 学校行事において、小学校における自然の中での集団宿泊活動、中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。また、健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。
- ④ 特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示され、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、児童生徒が見通しを立てたり、振り返ったりするための教材等を活用することとした。

- (4) 学習指導の改善・充実

- ① 特別活動の深い学びとして、児童生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、**等しく合意形成に関わり役割を担う**ことを重視した。
- ② 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、**学級経営の充実**を図ることを重視した。



- ③ **いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連**を図ること、ガイダンスとカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ④ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話を充実することを示した。

#### 4 主体的・対話的で深い学びの授業改善に向けたポイント

特別活動においては、児童生徒同士の話し合い活動や、児童生徒が自主的、実践的に活動することをその特質としてきた。主体的・対話的で深い学びを実現する視点から授業改善を行うことは、特別活動の本質に関わるものである。特別活動における主体的・対話的で深い学びの実現は、各活動・学校行事の学習過程において、授業や指導の工夫改善を行うことで、一連の活動過程の中での質の高い学びを実現することである。それは、特別活動の各活動・学校行事の内容を深く理解し、それぞれを通して資質・能力を身に付け、小学校・中学校卒業後も能動的に学び続けるようにすることでもある。

これらを踏まえた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のポイントを以下に示す。

- (1) 「主体的な学び」の実現に向けた授業改善のポイント
  - 活動の内容や形態を児童が選択・決定する余地を大切にすること（小）
  - 活動の内容を生徒が選択・決定すること（中）
  - 活動に必要な資料や情報等を児童生徒が集め、活動の結果や成果についても自らで振り返り評価すること（小・中）
- (2) 「対話的な学び」の実現に向けた授業改善のポイント
  - 課題を解決するために話し合い、合意形成を図る場合には、友達との考えの違いを認め、友達の考えの意味を考え、それぞれの考えをつなぎながら、新たなものを全員で生み出していくことができるようにすること（小）
  - 課題を解決するために話し合い、合意形成を図る場合には、他者の考えを認め、自他の考えをつなぎながら、新たなものを構成員全員で生み出していくことができるようにすること（中）
- (3) 「深い学び」の実現に向けた授業改善のポイント
  - 合意形成を図った上で、学級全員で役割を担うことで決めたことの実践が学級全員のものになるようにすること（小）
  - 合意形成を図った上で、学級全員で役割を担い、決めたことを実践できるように、あらかじめ、学習の過程を綿密に構想した年間指導計画を作成すること（中）
  - **学習過程において、どのような資質・能力を育むことが必要なのかを明確にした上で、意図的・計画的に指導に当たること（小・中）**
  - **課題の設定から振り返りまでの一連の実践過程で、各教科等の特質に応じた見方・考え方を総合的に働かせ、各教科で学んだ知識や技能などを、集団及び自己の問題の解決のために活用していくようにすること（小・中）**

#### 5 移行期間における教育課程の特例及び留意点

- (1) 小学校・中学校ともに**平成30年度から全面実施**する。
- (2) 移行期間中の評価の在り方については、現行の評価規準等に基づき、学習評価を行う。

#### 6 注視したい点

- (1) 特別活動全体計画は、地域の特色、学校や児童生徒の実態、これまでの実施の経験や反省を生かし、全教職員の共通理解と協力体制が確立されるよう、全教職員の協力の下で作成する。
- (2) 学校や学級としての年間指導計画は、特に、次の点に配慮し、作成する。
  - **学習指導要領で示された内容は、全て、各学年の年間指導計画に位置付ける。**
  - **時間の配当は、学校や児童生徒の実態及び各学年の内容に応じて適切に行う。**
  - 合意形成を図る内容と意思決定を目指す内容の違いに留意し、議題や題材の設定、事前及び事後の活動も含めて**児童生徒の活動過程や形態等についての見通しを示すようにする。**
- (3) 特別活動の評価については、特に、次の点に配慮する。
  - 児童生徒一人一人のよさを積極的に認めるようにし、目指す資質・能力がどのように成長しているか、各個人の活動状況を基に評価する。
  - 児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価できるようにする。
  - 具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする。
  - 児童生徒の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価する。